

令和 8 年 2 月 2 6 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和 3 年 (ワ) 第 2 1 7 0 号 損害賠償請求事件 (第 1 事件)

令和 4 年 (ワ) 第 1 9 1 1 号 損害賠償請求事件 (第 2 事件)

口頭弁論終結日 令和 7 年 1 0 月 2 7 日

5 判 決

主 文

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用 (補助参加によって生じた費用を含む。) は原告らの負担とする。

10 理 由

第 1 請求

1 第 1 事件

15 (1) 被告 c 及び被告 d は、原告 a 株式会社に対し、連帯して、1 億 1 7 2 1 万 3 2 3 5 円及びこれに対する被告 c については令和 3 年 6 月 2 0 日 (訴状送達日の翌日) から、被告 d については同月 1 9 日 (訴状送達日の翌日) から各支払済みま

20 (2) 被告 c 及び被告 d は、原告 b に対し、連帯して、1 7 6 0 万円及びこれに対する被告 c については令和 3 年 6 月 2 0 日 (訴状送達日の翌日) から、被告 d については同月 1 9 日 (訴状送達日の翌日) から各支払済みまで年 3 % の割合による金員を支払え。

2 第 2 事件

(1) 被告らは、原告 a 株式会社に対し、各自、1 1 9 億 3 7 0 8 万 9 5 5 9 円及びこれに対する令和 4 年 6 月 7 日 (訴状送達日の翌日) から支払済みまで年 3 % の割合による金員を支払え。

25 (2) 被告らは、原告 b に対し、各自、4 0 0 0 万円及びこれに対する令和 4 年 6 月 7 日 (訴状送達日の翌日) から支払済みまで年 3 % の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要（以下において用いる略語は、別紙略語一覧のとおり。）

第1事件は、**被告 e 株式会社**の取締役であった**原告 b**が、取締役退任後に**原告 a 株式会社**を立ち上げ、被告 e 株式会社の事業と同種の次世代センサ研究開発事業を行っていたところ、被告 e 株式会社の電磁品開発部部長であった**被告 c**及び取締役であった**被告 d**が、**原告ら**の研究開発行為を妨害するため、① i 大学との共同研究開発等を妨害し、原告らに協力する関連企業に対する不当な圧力をかけ、②不当な刑事告訴（**第1次告訴**）をしたとして、原告らが、被告 c 及び被告 d に対し、不法行為に基づく損害賠償として、原告 a 株式会社の損害金1億1721万3235円及び原告 b の損害金1760万円並びにこれらに対する遅延損害金の支払を請求する事案である。

第2事件は、被告 c、被告 d、**被告 f** 及び被告 e 株式会社（**被告ら**）が、第1次告訴に引き続き、③不当な刑事告訴（**追加告訴**）をしたとして、原告らが、被告らに対し、不法行為又は**不競法**4条に基づく損害賠償として、原告 a 株式会社の損害金119億3708万9559円及び原告 b の損害金4000万円並びにこれらに対する遅延損害金の支払を請求する事案である。

1 前提事実（争いのない事実及び掲記の証拠（枝番のあるものは、特に記載する場合を除き、全ての枝番を含む。以下同じ。）等により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告 b は、昭和49年に被告 e 株式会社に入社し、被告 e 株式会社において、平成22年6月から平成24年6月まで、センサ事業を所管する専務取締役の地位にあったが（なお、その間を通じて、電磁品事業本部ないし電磁品本部の本部長の地位にあった。）、同月、専務取締役を退任し、同月から平成25年6月まで、役員である技監として、磁気センサの開発・製造に関し提言等をする業務に従事していた者である。（甲48・1頁、甲104・4～10頁、甲124の1）

原告 b は、平成24年9月21日に原告 a 株式会社を設立し、現在に至るまで、原告 a 株式会社の代表取締役を務めている。（甲1）

イ 原告 a 株式会社は、原告 b により、平成 24 年 9 月 21 日に設立された、磁気センサ、発電機及びその応用ソフトの研究、開発及び製造販売等を目的とする株式会社である。(甲 1)

ウ g は、昭和 47 年に被告 e 株式会社に入社し、被告 e 株式会社において、平成 24 年 6 月から平成 25 年 12 月まで、生技・製造本部第 3 生産技術部部長として、磁気センサの開発・製造業務の管理等に従事していた者である。(甲 48・1 頁、甲 125 の 1)

g は、平成 26 年 3 月に被告 e 株式会社を定年退職した後、被告 e 株式会社と嘱託契約を締結していたが、平成 27 年 6 月に同嘱託契約が終了した後、同年 7 月に原告 a 株式会社に入社し、同年 11 月にその取締役役に就任した。(甲 1、125 の 1、証人 g・14 頁)

エ 被告 e 株式会社は、鉄鋼の製造、加工及び販売、磁石、磁気センサ、電子部品及びその応用機器の開発、製造及び販売等を目的とする株式会社である。(甲 2)

オ 被告 c は、昭和 59 年に被告 e 株式会社に入社し、被告 e 株式会社において、センサ事業の担当者として、平成 15 年から平成 24 年 6 月まで、原告 b の指揮下において業務を遂行し、同月以降、電磁品本部電磁品開発部部長に就任し、被告 d の指揮下において業務を遂行していた者である。(丙 82・3～5 頁)

カ 被告 d は、昭和 49 年に被告 e 株式会社に入社し、被告 e 株式会社において、平成 24 年 6 月、常務取締役に就任するとともに、原告 b の後任として、電磁品本部本部長に就任した者である。その後、被告 d は、平成 25 年 6 月に専務取締役に、平成 27 年 6 月に取締役専務執行役員に、平成 29 年 4 月に取締役副社長に就任し、令和元年 6 月に取締役副社長を退任した。(丙 89・2～3 頁)

キ 被告 f は、平成 23 年から現在に至るまで、被告 e 株式会社の代表取締役に務めている者である。(甲 2)

(2) 被告 e 株式会社の **MI センサ** 事業について

ア MI センサとは、磁気インピーダンスセンサ (MAGNETO-IMPED

ANCE SENSOR)の略称であり、被告e株式会社が平成11年3月頃から研究開発等を行ってきた高感度磁気センサである。

MIセンサは、具体的には、電極基板の上に設置されたアモルファスワイヤ（磁性を帯びた金属細線）と、アモルファスワイヤの周りに巻かれた電磁コイルとを有するMI素子として構成される。アモルファスワイヤは、微小な静電気や磁気、空気の流れ等にも影響され、応力を加えられると磁気特性が変化するという特性をもっているため、磁界検出感度が高いという性質を有する。(甲48・4頁)

イ 基板上のMI素子の形成工程は、大きく3段階に分かれる。まず、①基板上に、アモルファスワイヤの周りに形成されるコイルの下半分(下コイル)を形成し、下コイルとアモルファスワイヤの間に電気が流れないように絶縁する。次に、②基板上のアモルファスワイヤを載せる部分に、アモルファスワイヤを配列し固定する。そして、③基板上の所定の位置に配列されたアモルファスワイヤを覆うようにして、コイルの上半分を形成する。このうち、②のワイヤ整列工程では、下コイルが形成された基板上の所定の位置に、人の毛髪よりも細い直径10～30μmのアモルファスワイヤを、歪みなく、正確に敷き詰めることが必要となる。

ウ 被告e株式会社は、平成11年3月から、当時の技術本部電子・磁性部長であった原告bを責任者として、MIセンサの開発を開始し、平成12年11月頃、MIセンサ(MI素子)を量産する技術(ワイヤ整列装置)の開発に成功した。MI素子の製造には、前記イのように、微細な電子回路上のワイヤ整列位置に、固体である極細の磁性ワイヤを歪みなく正確に配置しなければならず、一般的な微細電子部品の製造工程と対比して、極めて特殊かつ異質な技術が求められるところ、被告e株式会社が開発したワイヤ整列装置及びワイヤ整列技術は、MI素子を工業製品として大量生産するための重要な鍵となる技術であり、被告e株式会社は、かかるワイヤ整列装置及びワイヤ整列技術を自社の重要な営業秘密として管理していた。(甲48・4頁)

エ 被告e株式会社においてMIセンサの開発、製造及び販売を担当する部署は、

当初は、技術本部に所属していたが、組織改編を経て、平成15年7月に電磁品事業本部の所属となり、平成23年6月に電磁品本部の所属となった。なお、その後、平成24年1月、製造を所管するセンサ技術室及びMIセンサの製造工場である岐阜工場が、生技・製造本部に移管し、平成27年1月、開発を所管する先端・機能商品開発部センサ開発グループが技術本部に移管した。

(3) 第1次告訴に至る経緯等

ア 被告e株式会社は、平成27年11月下旬頃、出願人を原告a株式会社、発明者を原告b、発明の名称を「磁性ワイヤ整列装置とワイヤ整列方法」とする特許出願が平成26年4月21日付けで行われていることを初めて認識し、これにより、被告e株式会社が開発して機密管理していたMIセンサ製造の重要ノウハウが公開されてしまい、被告e株式会社のセンサ事業に重大な経営リスクが生ずることを懸念した。(丙16、94・3～4頁、被告d本人・12頁)

イ このことを受け、被告e株式会社内において調査を行ったところ、gが、被告e株式会社在職中に業務上付与されていたアクセス権を利用し、平成27年2月12日、被告e株式会社内ネットワークのフォルダ内に保存されていた、被告e株式会社の営業秘密であるセンサ事業に係る技術的に重要な数多くの電子ファイルを、被告e株式会社から業務上貸与されていたUSBメモリに複写し、被告e株式会社の許可なく社外に持ち出していたことが発覚した。(丙17、18)

ウ また、被告e株式会社は、社内調査によって、原告b又はgが、平成25年頃、機械メーカーである株式会社mに対し、ワイヤ整列装置の試作機(実験機)の製造見積を依頼し、さらに、被告e株式会社の営業秘密である基板固定治具等を開示・提供したこと等の事実を確認した。(甲28・19～28頁)

エ 被告e株式会社は、原告b及びgが、被告e株式会社の営業秘密を不正に持ち出し、不正に使用・開示しているとの疑いを持ち、原告b及びgに対する第1次告訴を行うこととした。

(4) 第1次告訴(甲13)

ア 被告 e 株式会社は、平成 28 年 8 月 5 日、愛知県警察本部本部長に対し、原告 b 及び g が、共謀の上、被告 e 株式会社の営業秘密を不正に領得し、また、株式会社 m に不正に開示したなどとして、不競法違反（営業秘密の不正領得罪・平成 27 年法律第 54 号による改正前の不競法 21 条 1 項 3 号、営業秘密の不正使用・不正開示罪・同項 4 号又は 5 号）を理由とする刑事告訴をした（第 1 次告訴）。

イ 第 1 次告訴に係る告訴事実の要旨は、原告 b 及び g が共謀の上、不正の利益を得る目的又は被告 e 株式会社に損害を加える目的で、①平成 27 年 2 月 12 日、g が被告 e 株式会社の営業秘密 A（サーバー内に保存された技術情報及びノウハウと同一の情報）（**本件データ**）を記録媒体に複写して不正に領得し（**告訴事実①**）、②平成 25 年 9 月 3 日頃から同月 6 日頃までの間、株式会社 m の従業員らに対して営業秘密 B（ワイヤ挿入装置における基板固定治具及び当該装置の構造等に係る情報と同一の情報）（**本件基板固定治具等**）をメール送信又は郵送するなどして不正に開示した（**告訴事実②**）というものである。

また、被告 e 株式会社は、第 1 次告訴に際して、余罪を構成する可能性のある行為として、原告 b 及び g が共謀の上、営業秘密 C（ワイヤ挿入装置に関する技術情報及びノウハウ、バッファ回路を採用した磁気検出装置に関する技術情報及びノウハウ並びに磁界検出素子に関する技術情報及びノウハウ）を不正に用いて原告 a 株式会社を出願人とする特許出願（特許 5839530 号、特許 5678358 号及び特開 2014-153309）をしたこと等についても、告訴状に記載して情報提供をした。

ウ 第 1 次告訴に係る告訴状を受理した**愛知県警**は、原告 b 及び g の不正競争防止法違反被疑事件を名古屋地方検察庁に送検したが、平成 29 年 5 月 25 日、原告 b については嫌疑不十分を理由として、g については起訴猶予を理由として、それぞれ不起訴処分がされた。

(5) 追加告訴に至る経緯等

ア 愛知県警は、第 1 次告訴を受けて、原告 b 及び g に対する捜査を進め、平成

29年1月、原告b及びgに対する強制捜査（捜索差押）を実施した。（丙22）

イ 被告e株式会社は、平成29年2月3日、愛知県警から、原告b及びgが、平成25年4月9日、株式会社mの従業員であるnに対し、ワイヤ整列装置に関する技術情報を口頭及び図示により説明していた事実が判明した旨の説明を受けるとともに、以下(ア)から(エ)の**本件追加告訴証拠資料**を示され、本件追加告訴証拠資料に記載の技術情報が被告e株式会社の営業秘密に該当するかどうかの確認を求められた。（丙94・13頁、被告d本人・14～15頁）

(ア) 平成25年4月9日に原告b及びgが書き入れてnに示したホワイトボードの板書の写真の写し3点（丙42の1）

10 (イ) 平成25年4月1日に送信されたgからnに対する電子メールの写し（丙42の2）

(ウ) 株式会社mが作成した被告e株式会社宛てのワイヤー貼り試作機の見積仕様書（発行日：平成25年5月3日）の写し（丙42の3）

15 (エ) 株式会社mが作成した原告a株式会社宛てのワイヤー貼り試作機の見積仕様書（発行日：平成25年5月17日）の写し（丙42の4）

ウ 被告e株式会社は、ワイヤ整列装置の開発を行った自社の従業員であるhに本件追加告訴証拠資料を検討させたところ、hは、本件追加告訴証拠資料には被告e株式会社の営業秘密に該当する多くの技術情報が記載されている旨を記載した資料（**h意見書**）を作成した。（丙95）

20 エ 被告e株式会社は、原告b及びgがnに対してワイヤ整列装置に関する技術情報を口頭及び図示により説明したことについて、被告e株式会社の営業秘密の不正使用・不正開示に当たるものとして、追加告訴をすることとした。

(6) 追加告訴及び**本件刑事裁判**

25 ア 被告e株式会社は、平成29年2月22日、愛知県警察本部本部長に対し、原告b及びgが、共謀の上、不正の利益を得る目的又は被告e株式会社に損害を加える目的で、平成25年4月9日、被告e株式会社岐阜工場会議室において、株式

会社mのnに対し、被告e株式会社のMIセンサ製造工程に用いるワイヤ整列装置の構造と機能に関する技術情報を、口頭及び図示により説明して被告e株式会社の営業秘密を開示したとして、不競法違反（営業秘密の不正使用・不正開示罪・平成27年法律第54号による改正前の不競法21条1項5号）を理由とする刑事告訴をした（追加告訴）。

イ 愛知県警は、平成29年2月23日、原告b及びgを不競法違反の被疑事実で逮捕し、その後、両名は勾留された。

ウ 名古屋地方検察庁は、平成29年3月15日、原告b及びgが、共謀の上、不正の利益を得る目的で、任務に背いて、平成25年4月9日、被告e株式会社岐阜工場会議室において、株式会社mのnに対し、被告e株式会社が保有する営業秘密であるワイヤ整列装置の機能及び構造、同装置等を用いてアモルファスワイヤを基板上に整列させる工程に関する技術上の情報を口頭及び同所に設置されたホワイトボードに図示する方法で説明し、もって被告e株式会社の営業秘密を開示したとして、不競法違反（平成27年法律第54号による改正前の不競法21条1項5号、刑法60条）の公訴事実により、原告b及びgを起訴した（名古屋地方裁判所平成29年（わ）427号不正競争防止法違反被告事件・本件刑事裁判）。（丙1）

エ 検察官は、本件刑事裁判において、原告b及びgが、平成25年4月9日の打合せ（**本件打合せ**）において、nに対し、ワイヤ整列装置が

㊶ 引き出しチャッキングと呼ばれるつまみ部分がアモルファスワイヤをつまみ、一定の張力をかけながら基板上方で右方向に移動する。

㊷ アモルファスワイヤに張力をかけたまま仮固定する。

㊸ 基板を固定した基板固定台座を上昇させ、仮固定したアモルファスワイヤを基準線として位置決めを行う。

㊹ 基板固定台座を上昇させ、アモルファスワイヤを基板の溝及びガイドに挿入させ、基板固定治具に埋め込まれた磁石の磁力で仮止めする。

㊺ 基板の左わきでアモルファスワイヤを機械切断する。

㊦ 基板固定台座が下降し、次のアモルファスワイヤを挿入するために移動する。

㊧ 以下、㊦～㊨を機械的に繰り返す。

というワイヤ整列工程を可能とする装置である旨を口頭及びホワイトボードに図示する方法で説明した旨主張し、㊦から㊧までの工程（**検察官主張工程**）が、被告 e 株式会社
5 株式会社が独自に開発、構成した一連一体の工程であって、被告 e 株式会社に帰属し、保有されている被告 e 株式会社の営業秘密である旨主張した。

そして、検察官は、本件刑事裁判において、検察官主張工程の内容に対応する範囲を超えて、被告 e 株式会社の保有する各ワイヤ整列装置の構造、工程の細部に至る立証はしないと明示した。（甲 48・2～3 頁）

10 オ 名古屋地方裁判所は、令和 4 年 3 月 18 日、「被告人兩名（原告 b 及び g）が n に説明した情報は、アモルファスワイヤを基板上に整列させる工程に関するものではあるが、e の保有するワイヤ整列装置の構造や同装置等を用いてアモルファスワイヤを基板上に整列させる工程とは、工程における重要なプロセスに関して大きく異なっている部分がある。また、…検察官主張工程に対応する部分は、アモル
15 ファスワイヤの特性を踏まえて基板上にワイヤを精密に並べるための工夫がそぎ落とされ、余りに抽象的、一般化されすぎていて、一連一体の工程として見ても、ありふれた方法を選択して単に組み合わせたものにとどまり、一般的には知られておらず又は容易に知ることができないとはいえないので、…非公知性を満たすとはいえない。したがって、被告人兩名は、本件打合せにおいて、e の営業秘密を開示し
20 たとはいえない」などとして、原告 b 及び g を無罪とする判決（**本件無罪判決**）をし、同判決は確定した。（甲 48、弁論の全趣旨）

(7) 本件各訴えの提起等

ア 原告らは、令和 3 年 5 月 27 日、第 1 事件に係る訴えを提起した。

イ 原告らは、令和 4 年 5 月 16 日、第 2 事件に係る訴えを提起した。

25 ウ なお、当裁判所は、令和 6 年 7 月 31 日、第 1 事件のうち **J S T** への応募行為に対する妨害（**J S T** に対する虚偽の告知）を理由とする損害賠償請求及び不当

な特許権処分禁止仮処分命令の申立てを理由とする損害賠償請求並びに第2事件のうち不当な特許無効審判請求を理由とする損害賠償請求に係る部分について、いずれも特許権に関する訴え（民訴法6条1項）に該当することを理由として、同法16条1項に基づき、職権により、東京地方裁判所に移送する旨の決定をし、その後、

5 同決定は確定した。

2 争点及び当事者の主張

(1) i 大学関係者及び企業に対する不当な圧力による不法行為の成否（争点1）
（原告らの主張）

ア i 大学関係者に対する不当な圧力

10 (ア) 被告cは、平成25年3月頃、**j教授**及び**k准教授**に対し、原告らの研究活動に関わらないよう告げて、原告らの研究開発に関与しないよう圧力をかけた。

(イ) 被告cは、前記(ア)と同時に、原告bが進めていた次世代センサの研究開発の状況を報告するようk准教授に依頼した。その結果、k准教授は、平成25年8月の被告e株式会社の従業員であったv氏のj研究室助手への採用や、同年10月の

15 **株式会社t**の担当者によるj研究室来訪について、被告cに報告した。原告bは、これらの動きを知り、同年11月、k准教授に対し、同准教授の行為は共同開発契約に抵触し得るもので許されないことを指摘し、両名の関係は悪化した。

(ウ) 被告cは、平成25年3月頃、k准教授の原告bとの共同研究開発への参加を妨害するために、実際にはk准教授と共同で研究開発を行う意思も能力もないの

20 に、k准教授に対し、共同してJSTへの補助金の申請をしようと持ち掛け、k准教授の原告bとの共同申請を中止させた（なお、最終的には、被告e株式会社とk准教授との共同での補助金申請も、同年7月、被告e株式会社が必要な書類を提供しなかったために却下された。）。

(エ) 被告c及び被告dは、平成25年11月頃、**l名誉教授**をして、k准教授に

25 原告らの研究活動に関わらないよう指示させ、その結果、平成27年5月頃まで、k准教授は原告らの研究開発への協力を拒否した。

(オ) 被告 c は、平成 27 年 3 月、k 准教授の研究に必要なアモルファスワイヤを提供しなかった。

イ 原告らに協力する関連企業に対する不当な圧力

(ア) 被告 d は、平成 25 年 3 月、**株式会社 o** の **p 社長** に対し、原告 a 株式会社に対する協力をやめるよう圧力をかけ、被告 e 株式会社は、同月、株式会社 o との取引を停止した。さらに、被告 c 及び被告 d による転職勧誘行為によって株式会社 o の従業員 3 名が退職したことにより、株式会社 o の経営状況が悪化し、株式会社 o に磁気ジャイロの研究開発の中止を余儀なくさせた。

(イ) 被告 d は、平成 25 年 3 月、**株式会社 q** に対し、原告 a 株式会社との取引等から手を引くよう口頭で求め、平成 26 年 6 月、被告 e 株式会社と株式会社 q との取引関係を停止させた。

ウ 小括

前記ア及びイの被告 c 及び被告 d が i 大学関係者及び企業に対して不当な圧力をかける行為は、原告らの営業権を侵害するものである。そして、被告 c 及び被告 d は、原告 b が研究開発する次世代 M I センサが被告 e 株式会社の M I センサとは異なる製造方法であることを認識しながら、これらの妨害行為をしたのであるから、両被告には故意があり、共同不法行為が成立する。

(被告らの主張)

ア i 大学関係者に対する不当な圧力の主張について

(ア) 1 名誉教授が、被告 e 株式会社の意向を受けて、k 准教授に対して圧力をかけた事実は存在せず、また、被告 e 株式会社が 1 名誉教授にそのような依頼を行うことは不可能である。被告 c には、原告らの研究活動を妨害する動機がなく、また、原告 b が被告 e 株式会社の意向を受けていると装って j 教授に接触し共同研究の打診をしていたこと等が判明したため、被告 e 株式会社は、j 教授や k 准教授に対して、原告 b の事実に反する説明等を正す説明をしたにすぎない。

(イ) 被告 c は、平成 25 年 4 月に j 教授と面談をした際、j 教授や k 准教授と原

告 b が共同研究を行うこと自体は否定していない。また、被告 c は、被告 e 株式会社の従業員であった v 氏から退職したい旨の申し出があった際に、v 氏に対して退職しないように慰留したにすぎない。

5 (ウ) 被告 c は、j 教授や k 准教授と原告 b が共同研究を行うこと自体は否定していない。なお、k 准教授は、J S T への補助金申請が不採択になった後の平成 25 年 7 月 26 日、被告 e 株式会社の従業員に対し、被告 e 株式会社の協力に感謝する旨のメールを送信している。

(エ) 被告 c には、原告らの研究活動を妨害する動機がなく、そもそも、アモルファスワイヤの外部提供は被告 c が所掌していた事務ではない。

10 イ 企業に対する不当な圧力の主張について

(ア) 被告 e 株式会社と株式会社 o の取引が減少したのは、**u 株式会社**との提携を含むセンサ事業の改革に伴うもので、原告らの研究活動とは関係がない。また、被告 e 株式会社は、取引の減少後も株式会社 o と取引を継続し、被告 d において新たな協業テーマを模索していた。

15 被告 c 及び被告 d は、株式会社 o の従業員 3 名が株式会社 o を退職したのかも認識しておらず、退職の働きかけを行う動機もなかった。

(イ) 被告 e 株式会社と株式会社 q の取引が減少したのは、u 株式会社との提携を含むセンサ事業の改革に伴うもので、原告らの研究活動とは関係がない。また、被告 e 株式会社は、平成 26 年 6 月以降も、平成 28 年頃まで株式会社 q との取引を
20 継続しており、取引の減少後も、被告 d において、株式会社 q との協業の方法を模索していた。

ウ 小括

以上のおりであるから、被告 c 及び被告 d について、i 大学関係者又は企業に対する不当な圧力による原告らに対する不法行為は成立しない。

25 (2) 第 1 次告訴による不法行為の成否 (争点 2)

(原告らの主張)

ア 告訴事実①（平成27年2月12日の本件データ（営業秘密A）の複写）については、原告a株式会社の熱処理装置は熱処理の目的、条件、実現する装置技術において被告e株式会社のそれとは大きく異なっており、原告a株式会社は、その業務のために被告e株式会社の高温熱処理等の技術やそのための装置の情報を必要としておらず、実際にも用いていない。そして、原告らはgから本件データを手渡されておらず、株式会社mとの打合せにおいても本件データは利用されていないから、原告bとgとの間に共謀や指示がないことは明らかである。

また、被告e株式会社においては、技術スタッフが退職後も技術相談に乗ることが多く、業務範囲のノウハウを複写し手元に保存することが通例であったところ、gが本件データをUSBに複写したのは、当時担っていた被告e株式会社における原価低減指導を行う上で必要であったからであり、被告e株式会社の業務として行ったものであった。

イ 告訴事実②（平成25年9月3日から同月6日頃の本件基板固定治具等（営業秘密B）の送付）については、原告a株式会社は被告e株式会社の磁石式治具の技術を必要としていなかったし、そもそも株式会社mは磁石式治具を作製する立場になく、株式会社mも被告e株式会社の磁石式治具の情報を必要とせず、実際に治具を使っていないから、原告a株式会社の業務に関係なく行われたものであった。そして、gは、本件基板固定治具等の送付について原告bに伝えておらず、原告bとgとの間の共謀はない。

また、本件基板固定治具等の送付も、gにおいて、被告e株式会社における原価低減業務の一環としての小型版素子の試作に必要な試作機発注のために行ったものであり、被告e株式会社の業務として行ったものであった。

ウ さらに、被告e株式会社が第1次告訴の際に余罪としての情報提供をした原告a株式会社の3つの特許は、被告e株式会社の技術を利用したのもでも（**G S R センサ**の原理とM I センサの原理は全く異なる。）、被告e株式会社の営業秘密を使用・開示したのもでもなく、その情報提供の内容は技術常識を逸脱した暴論である。

エ 被告 e 株式会社には、g の被告 e 株式会社における業務に関する膨大な資料があり、被告 c 及び被告 d も、g の業務内容等を当然把握していたのであるから、告訴事実①及び告訴事実②に係る行為が被告 e 株式会社の業務としてされたものであったということを確認的に認識していた。その上で、被告 e 株式会社は、専ら原告 b 5 告 b らに刑事罰を与えるためだけに、あえて虚偽の告訴をしたものであり、被告 c 及び被告 d には虚偽告訴の確定的な故意があるといえる。このことは、余罪として技術常識を逸脱した内容の情報提供がされていることから分かる。

オ 以上により、第 1 次告訴について、被告 c 及び被告 d に共同不法行為が成立する。

10 (被告 c 及び被告 d の主張)

ア 被告 e 株式会社は、機密情報が流出している可能性を関知し、社内調査を行った結果、g による本件データの複写や株式会社 m に対する本件基板固定治具等の送付が発覚したため、代理人弁護士や愛知県警に相談の上、第 1 次告訴を行ったものである。なお、被告 c、被告 d 等に対する虚偽告訴被疑事件については、名古屋 15 地方検察庁において、2 度にわたり「嫌疑なし」を理由とする不起訴処分がされている。

イ 告訴事実①については、g が複写した大量の本件データには、原価低減とは無関係なものが多数含まれており、g が大量の電子ファイルを U S B に複写する必要性はおおよそ想定し難いこと、原告 a 株式会社の事務所において被告 e 株式会社の 20 M I センサに関する重要な営業秘密が記載された社外秘の資料が発見されていること、g は単独で原価低減を指導するような立場にはなく、原告 b は岐阜工場の原価低減を「大義名分」と述べるメールを送信していたこと等から、被告 e 株式会社の業務のために行ったとはいえない。

ウ 告訴事実②については、株式会社 m の原告 b に対する依頼を受けて、g が株式会社 m 25 に対して本件基板固定治具等を送付したものであり、株式会社 m は、送付を受けた本件基板固定治具等のサンプル等を参考にしてワイヤ整列装置を製造し、

原告 a 株式会社に対して納入しているのであるから、原告 a 株式会社が本件基板固定治具等（営業秘密 B）を必要としていなかったとはいえない。そして、前記イの g の立場及び原告 b のメールも考慮すれば、被告 e 株式会社の業務のために行ったとはいえない。

5 エ 第 1 次告訴について、名古屋地方検察庁は、g を起訴猶予としたほか、追加告訴に係る本件刑事裁判においては、原告らの弁解が排斥され、「不正の利益を得る目的」が認定されている。

オ 以上によれば、第 1 次告訴について、原告らに対する不法行為は成立しない。

10 なお、余罪としての情報提供が不当である旨の主張については、原告らは被告 e 株式会社の M I センサの製造に関する技術（ワイヤ整列技術及び装置）を不正に利用していたのであり、G S R センサと M I センサの動作原理等が異なるとの主張も特許庁の審決や刑事事件判決等に反するから、原告らの主張は失当である。

(3) 追加告訴による不法行為又は営業誹謗行為の成否（争点 3）

(原告らの主張)

15 ア 原告 b 及び g が平成 2 5 年 4 月 9 日の本件打合せで株式会社 m の n に対して説明した内容は、被告 e 株式会社が主張する「被告 e 株式会社の M I センサ製造工程に用いるワイヤ整列装置の構造と機能に関する技術情報」(追加告訴の告訴事実)、又は、検察官が主張する「ワイヤ整列装置の機能及び構造、同装置等を用いてアモルファスワイヤを基板上に整列させる工程に関する技術上の情報」(本件刑事裁判
20 の公訴事実)ではなく、装置の工程の話などしていない。

原告 b 及び g が開示したとされる工程は、真の被告 e 株式会社の装置の工程ではないし、汎用技術にすぎない。現に、本件無罪判決は、検察官主張工程について、「アモルファスワイヤの特性を踏まえて基板上にワイヤを精密に並べるための工夫がそぎ落とされ、余りにも抽象的、一般化されすぎていて、一連一体の工程として
25 見ても、ありふれた方法を選択して単に組み合わせたものにとどまり、一般的には知られておらず又は容易に知ることができないとはいえない」ため非公知性の要件

を満たさないとした上で、「eの営業秘密を開示したと構成するのは無理がある。」と判示している。

したがって、本件刑事裁判における検察官の主張の根拠となった追加告訴は、被告e株式会社の営業秘密ではない一般情報をその営業秘密だと偽るものであり、明らか
5 らかに虚偽告訴に当たる。

イ 本件打合せにおいて開示された内容が被告e株式会社の営業秘密でないことは、以下の事情からもいえる。

(ア) 次世代MIセンサであるGSRセンサの原理はMIセンサの原理と全く異なるものであり、そのことはその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者（当業者）の常識的な認識であること
10

(イ) 原告a株式会社のワイヤ整列装置に係る技術は被告e株式会社の営業秘密を利用しておらず、そのことは当業者の一般的な理解であること

(ウ) GSRセンサの研究開発は被告e株式会社のMIセンサの製造方法と異なること

(エ) GSRセンサの製造装置・技術はMIセンサの製造装置・技術を用いていないこと
15

(オ) 被告e株式会社のワイヤ挿入装置には真のノウハウがあるが、原告a株式会社はそれを用いていないこと

(カ) 被告らが被告e株式会社の営業秘密であると主張する「本件磁性ワイヤ整列
20 技術」なるものは秘密管理されていないこと

ウ 被告cは、真実、本件打合せで説明された内容、具体的には検察官主張工程が、そもそも被告e株式会社のワイヤ挿入装置の工程を表したものではないことを理解していたにもかかわらず、被告e株式会社の真のノウハウを隠して、検察官主張工程㊸の「ワイヤ基準線方式」という被告e株式会社のものではない技術を、被告e株式会社の技術であるかのように意図的に虚偽の工程を作出したほか、真のノ
25 ウハウを削り落とした工程が単なる汎用技術にすぎないことを認識しながら、被告

d に対し、当該情報が被告 e 株式会社の営業秘密たるノウハウであると報告したのであり、被告 c に虚偽告訴の確定的な故意があることは明らかである。

また、被告 d 及び被告 f も、原告 b が行っている G S R センサの開発を潰し、その成果を我が物にせんがために、被告 c が主張する告訴事実が虚偽であることを確
5 定的に認識しながら、追加告訴に及んだ。被告 d 及び被告 f が追加告訴に h を関与
させず、被告 e 株式会社のワイヤ挿入装置のノウハウを記載した特許公報をあえて
捜査機関に提出せずに隠していた事情からしても、同人らの確定的な故意が推認さ
れるほか、被告 c の報告の信用性について何らの調査を行わず、取締役会に諮るこ
ともなく追加告訴に及んでいることからすれば、少なくとも、虚偽告訴について過
10 失があったことは明らかである。

そして、原告 a 株式会社のワイヤ整列装置が被告 e 株式会社の技術を用いていな
いことは当業者であれば当然認識できることであることからしても、被告らが意図
的に虚偽告訴をしたことが分かる。

エ 以上によれば、追加告訴については、被告らに共同不法行為が成立するとと
15 もに、営業上の信用を害する虚偽の事実の告知又は流布する行為にも当たるから、
被告らに営業誹謗行為（不競法 2 条 1 項 2 1 号）が成立する。

（被告らの主張）

ア 名古屋地方検察庁及び愛知県警は、平成 29 年 2 月、原告 b らに対する強制
捜査（搜索差押）により押収された本件打合せに関する資料に記載の技術情報が被
20 告 e 株式会社の営業秘密に該当するかどうかの確認を求め、その後、h による「被
告 e 株式会社の営業秘密に該当する多くの技術情報が記載されている」旨の検討結
果（h 意見書）等を踏まえ、原告 b らの行為が被告 e 株式会社の営業秘密の不正開
示に該当するとの見解を固めた上で、被告 e 株式会社に対して告訴事実の文案を示
した。

そして、被告 f 及び被告 d は、捜査機関からの示唆を受け、弁護士による捜査状
25 況等の説明・報告並びに総務部責任者による h の検討結果及び追加告訴状案等の説

明・報告を踏まえ、社内で検討の上、被告 e 株式会社による追加告訴を行ったものである。他方、被告 c は、追加告訴に関わっておらず、虚偽鑑定などしていない。

なお、被告らに対する虚偽告訴被疑事件については、名古屋地方検察庁において、2 度にわたり「嫌疑なし」を理由とする不起訴処分がされている。

5 イ 本件刑事裁判で本件無罪判決がされたのは、被告 e 株式会社の技術情報の営業秘密該当性について、原告らによる不正行為の対象となった被告 e 株式会社の営業秘密のうち、限られた技術情報（検察官主張工程）のみが審理の対象となったためである。原告らが秘密管理性を欠くと主張する技術情報は、原告 b 及び g が本件打合せで n に説明したワイヤ整列工程に関する技術上の情報のうち、検察官主張工
10 程と共通する部分（**本件実開示情報**）であるが、本件実開示情報は、被告 e 株式会社の追加告訴に係る技術情報をさらに限定したものであるから、本件実開示情報について非公知性が否定されたからといって、直ちに追加告訴が不当だったことを意味するわけではない。なお、検察官主張工程㊸の「ワイヤ基準線方式」は、被告 e 株式会社のワイヤ整列装置にも用いられている技術である。

15 ウ 本件刑事裁判においては、原告らの弁解が排斥され、「不正の利益を得る目的」が認定されている。

 エ 以上によれば、本件刑事裁判の結果として本件無罪判決が宣告されたとしても、追加告訴は正当なものであり、また、刑事告訴制度の趣旨、目的に照らして著しく相当性を欠くものではないから、追加告訴について被告らに不法行為は成立し
20 ない。

 (4) 原告らの損害の有無及び金額（争点 4）

 (原告らの主張)

 ア 原告 a 株式会社の損害

 (ア) i 大学関係者に対する不当な圧力に関する損害

25 前記(1)ア(エ)記載の平成 25 年 11 月頃の妨害によって k 准教授の協力が得られず、次世代センサに必要な電子回路の完成は、平成 27 年 8 月までストップするこ

ととなり、原告 a 株式会社は、その間本来であれば必要のない研究開発費（1 億円）の支出を余儀なくされたところ、このうち第 1 事件では 5 0 0 0 万円を請求する。

(イ) 企業に対する不当な圧力に関する損害

原告 a 株式会社は、前記(1)イ(イ)の被告 e 株式会社による株式会社 q との取引停止措置によって、株式会社 q からの開発委託及びコンサルタント料 1 年分の 6 0 0 万円を失った。

(ウ) 第 1 次告訴に関する損害

第 1 次告訴によって平成 2 8 年 1 0 月頃に高感度次世代センサの事業化がとん挫し、次世代センサの開発もそれを用いた製品の作製も不可能となったため、原告 a 株式会社は、事業化がとん挫しなければ得られたであろう株式会社 t からのライセンス料 1 億円を失ったところ、このうち第 1 事件では 5 0 0 0 万円を請求する。

(エ) 追加告訴に関する損害

原告 a 株式会社において、追加告訴がなく事業継続していれば得られたであろう利益（営業利益）は、心磁図計測用の超小型センサに組み込む G S R センサに関する特許実施許諾に係るライセンス料収入 4 億 2 7 5 0 万円、磁気ジャイロ機能付き電子コンパスの売上に係る利益及びライセンス料の合計 1 1 4 億 7 4 7 0 万円、自動車用の超高感度小型電流センサの売上に係る利益 1 3 億 7 9 9 9 万円であり、これらの合計は 1 3 2 億 8 2 1 9 万円であるところ、このうち第 2 事件では 1 1 8 億 9 2 5 5 万 4 8 7 3 円を請求する。

(オ) 弁護士費用

原告 a 株式会社は、被告らの行為による損害の賠償を受けるために弁護士に委任して訴訟を提起することを余儀なくされ、その損害額は第 1 事件につき 1 1 2 1 万 3 2 3 5 円、第 2 事件につき 4 4 5 3 万 4 6 8 6 円を下らない。

(カ) 小括

したがって、原告 a 株式会社が請求する損害賠償金の額は、第 1 事件につき合計 1 億 1 7 2 1 万 3 2 3 5 円（前記(ア)、(イ)、(ウ)、(オ)）、第 2 事件につき合計 1 1 9

億 3 7 0 8 万 9 5 5 9 円（前記(エ)、(オ)）である。

イ 原告 b の損害

(ア) 企業に対する不当な圧力に関する損害

前記(1)イ(ア)の被告 e 株式会社による株式会社 o との取引停止措置によって、原告 b は株式会社 o からの指導料 1 年分の 6 0 0 万円を失った。

(イ) 精神的損害

i 大学・企業に対する不当な圧力や第 1 次告訴によって原告 b が被った精神的損害の額は 1 0 0 0 万円を下らない。

また、原告 b は、追加告訴によって逮捕・起訴され、保釈されるまで 1 0 8 日間に及ぶ身柄拘束を受けるとともに、本件無罪判決が確定するまでの約 5 年間にわたって刑事被告人としての地位を強いられ、原告 b がこれまでに築いてきた社会的信用は突如として崩れ去る結果となるとともに、G S R センサの研究開発への取組の時間を奪われ、多くのビジネスチャンスを失っていく事態に遭遇し、多大な精神的苦痛を被ったものであり、その精神的損害の額は 3 0 0 0 万円を下らない。

(ウ) 弁護士費用

原告 b は、被告らの行為による損害の賠償を受けるために弁護士に委任して訴訟を提起することを余儀なくされ、その損害額は第 1 事件につき 1 6 0 万円、第 2 事件につき 1 0 0 0 万円を下らない。

(エ) 小括

したがって、原告 b が請求する損害賠償金の額は、第 1 事件につき合計 1 7 6 0 万円（前記(ア)、(イ)、(ウ)）、第 2 事件につき合計 4 0 0 0 万円（前記(イ)、(ウ)）である。

(被告らの主張)

ア i 大学関係者及び企業に対する不当な圧力に関する損害について
否認ないし争う。

被告 c 及び被告 d は k 准教授に対して圧力をかけていないし、原告ら主張の費用

が原告 a 株式会社の損害となることはない上、被告 d 又は被告 c の行為との間の相当因果関係もない。

被告 e 株式会社と株式会社 q との間の取引がなくなったことと、株式会社 q による原告 a 株式会社に対する開発費及びコンサルタント料の支払が困難となったこと
5 とは無関係である。

被告 e 株式会社と株式会社 o との間の取引が減少したこと及び株式会社 o の従業員が退職したことと、原告 b が指導料を受け取れなくなったこととは無関係であるし、指導料の妥当性も不明である。

イ 第 1 次告訴に関する損害について

10 株式会社 t は、原告らの次世代 M I センサが被告 e 株式会社の特許に抵触するリスクを払拭できないため、原告らとの共同研究を打ち切ったものである。そのため、原告らが株式会社 t に原告らが開発した次世代 M I センサに関する特許について実施許諾し、原告らがライセンス料を得られたという可能性はなく、原告らの主張するライセンス料が原告 a 株式会社の損害となることはないし、被告 d 又は被告 c の
15 行為との間の相当因果関係もない。

ウ 追加告訴に関する損害について

否認ないし争う。

原告 a 株式会社の主張する利益等が生ずるとする事業計画や数値の算定根拠等が不明である上に、事業の実現可能性もないから、原告らの主張する損害は原告らの
20 憶測にすぎず、被告らの行為との相当因果関係も認められない。

エ 原告 b の精神的損害について

否認ないし争う。

オ 弁護士費用について

否認ないし争う。

25 第 3 当裁判所の判断

1 争点 1 (i 大学関係者及び企業に対する不当な圧力による不法行為の成否)

について

(1) i 大学関係者に対する不当な圧力について

ア 原告らは、①被告 c は、平成 25 年 3 月頃、j 教授及び k 准教授に対し、原告らの研究活動に関わらないよう告げて、原告らの研究開発に關与しないよう圧力をかけた、②被告 c は、同月頃、原告 b が進めていた次世代センサの研究開発の状況⁵を報告するよう k 准教授に依頼し、その結果、k 准教授と原告 b との関係が悪化した、③被告 c は、同月頃、k 准教授の原告 b との共同研究開発への参加を妨害するために、実際には k 准教授と共同で研究開発を行う意思も能力もないのに、k 准教授と共同して J S T への補助金の申請をしよう¹⁰と持ち掛け、k 准教授の原告 b との共同申請を中止させた、④被告 c 及び被告 d は、同年 11 月頃、1 名誉教授をして、k 准教授に原告らの研究活動に関わらないよう指示させ、その結果、平成 27 年 5 月頃まで、k 准教授は原告らの研究開発への協力を拒否した、⑤被告 c は、同年 3 月、k 准教授の研究に必要なアモルファスワイヤを提供しなかった旨主張し、k 准教授の陳述書（甲 102）を提出するとともに、原告 b もその旨供述する（甲¹⁵ 104、原告 b 本人）。

イ まず、原告らは、前記アの主張①ないし⑤に係る事実を裏付ける客観的な証拠を提出していない上、k 准教授の証人尋問申請をしていないから、k 准教授の陳述書の信用性については慎重に吟味する必要があるというべきである。

ウ 前記アの主張①については、k 准教授の陳述書には、被告 c が、平成 25 年²⁰ 3 月頃、原告 b が被告 e 株式会社の技術を勝手に持ち出して研究開発を行うもので困ると伝えてきた旨の記載はあるものの（甲 102・3 頁）、k 准教授に対し原告らの研究活動に関わらないよう告げた旨の記載はなく、原告 b もこの点について具体的な供述をしていない。

また、原告 b は、平成 25 年 3 月頃、k 准教授に対して、「社長の特命で動いているので、自分の業務内容を現役の電磁部が知らないのは当然である。」などと電話で述べたほか（丙 50）、j 教授に対しても、被告 e 株式会社の意向を受けていると装²⁵

って接触し、共同研究の打診をしていた（丙8）ところ、被告e株式会社はこれらの事実を認識し、被告cは、同年4月5日、j教授に対し、事実関係を正す説明を行うとともに、原告bが被告e株式会社の技術を使っているのであれば少なくとも被告e株式会社の了解があるものの、原告bが独自に研究を行う分には被告e株式
5 会社が口出しすべきことではない旨を述べたにすぎないから（丙8）、これをもってj教授に対して原告らの研究開発に関与しないよう圧力をかけたと認めるには足りない。

なお、被告cは、k准教授に対して、原告bが被告e株式会社の技術を勝手に持ち出して研究開発を行うもので困るという趣旨の発言をしたことは否定していない
10 が（被告c本人・28～29頁）、仮に、そのような趣旨の発言があったとしても、上記の原告bの行動に照らせば、その内容が不相当とはいえず、これをもってk准教授に対して原告らの研究開発に関与しないよう不当な圧力をかけたと認めるには足りない。

したがって、前記アの主張①に係る事実を認めることはできない。

15 エ 前記アの主張②については、k准教授の陳述書には、k准教授が、原告bによるJSTへの補助金申請については被告e株式会社も当然知っていると考え、平成25年3月、1研究室の卒業生であった被告e株式会社の従業員を介して、被告cに対し、原告bによる次世代MIセンサの研究プロジェクトについて話をした旨の記載があるにとどまり（甲102・3頁）、これによれば、k准教授は被告cに自
20 発的に話をしたものにすぎず、被告cから原告bが進めていた次世代センサの研究開発の状況報告をするよう依頼を受けたものとは認めるに足りない。

そのほか、k准教授の陳述書には、k准教授が、被告e株式会社の従業員から月1回程度、原告bがi大学に来て何をしているか聞かれたことに対して回答をし、平成25年7月には原告b及び1名誉教授がJSTに申請している研究開発につ
25 て、原告bから送付された申請資料を被告e株式会社の従業員にメールで転送したことがある旨の記載はあるものの（甲102・3～4頁）、これが被告cからの依頼

によるものであったことをうかがわせる記載はなく、原告bもこの点について具体的な供述をせず、他方、被告cは当該事実を明確に否定していること（被告c本人・29頁）等に照らせば、k准教授が被告cから原告bが進めていた次世代センサの研究開発の状況報告をするよう依頼を受けたものとは認めるに足りない。

5 したがって、前記アの主張②に係る事実を認めることはできない。

オ 前記アの主張③については、k准教授の陳述書には、k准教授が、平成25年3月頃、原告らが行おうとしている次世代MIセンサのプロジェクトとは別に医療関係の共同研究を進めたいと考え、i大学医学部及び被告e株式会社と一緒にJSTの補助金事業に申請することにした旨の記載があり（甲102・3頁）、むしろ、
10 k准教授の方から被告e株式会社に対して共同での補助金申請を持ち掛けたとうかがわれ、被告e株式会社においてk准教授と共同で研究開発を行う意思も能力もなかったものともいえない。

他方、k准教授の陳述書には、上記補助金申請について、被告e株式会社から必要な書類が提出されなかったため、平成25年7月に同申請が却下された旨の記載
15 があるが（甲102・3頁）、被告cはこれを否定し（丙82・21頁）、また、k准教授は、補助金申請が不採択になった後の同月26日、被告e株式会社に対し、補助金申請への協力に感謝する旨を記載したメールを送信しているところ（丙84）、仮に、被告e株式会社が、k准教授に対してその意思に反して必要な書類を提供しない等の妨害行為を行っていたのであれば、上記のような内容のメールを送信する
20 とは考え難いことからすれば、被告e株式会社がk准教授の研究開発に対する妨害行為をしたと認めることはできないというべきである。

したがって、前記アの主張③に係る事実を認めることはできない。

カ 前記アの主張④については、k准教授の陳述書には、l名誉教授が、平成25年11月、k准教授に対し、原告bから電子回路の協力の依頼があっても協力し
25 ないよう指示してきた旨の記載があるにとどまり（甲102・5頁）、被告c及び被告dがl名誉教授にそのような指示を働きかけたことをうかがわせる記載はなく、

原告 b も k 准教授から 1 名誉教授による指示があった旨を聞いたと供述するにとどまり（原告 b 本人・30 頁）、被告 c 及び被告 d による 1 名誉教授に対する働きかけについては具体的な供述をしていない（原告 b 本人・36 頁等）。

加えて、1 名誉教授は、平成 25 年 1 月、原告 a 株式会社の J S T に対する補助金申請が不採択になると、原告 a 株式会社との共同研究開発を止め、代わりに被告 e 株式会社と協力して研究開発を行うことを決め、1 名誉教授と原告 b との間の連絡は完全に途絶えるなど、両者の関係は悪化していた状況にあったと認められるから（甲 102・5 頁、甲 104・18 頁、原告 b 本人・73 頁）、1 名誉教授が被告 c 及び被告 d の働きかけによらずとも、自身の判断により上記指示をしたとしても何ら不自然とはいえないから、被告 c 及び被告 d が 1 名誉教授をして k 准教授に原告らの研究活動に関わらないよう指示をさせたと認めるには足りない。

したがって、前記アの主張④に係る事実を認めることはできない。

キ 前記アの主張⑤については、k 准教授の陳述書には、被告 c が、平成 27 年 2 月、k 准教授の研究に必要なアモルファスワイヤを提供しないと言ってきた旨の記載があり（甲 102・5 頁）、被告 c 及び被告 d も、被告 e 株式会社において研究用のアモルファスワイヤのサンプル提供を断った事実がある旨を認めているものの、その事情としては、被告 e 株式会社が、この頃、x 株式会社からアモルファスワイヤの製造を含む金属繊維事業を譲り受け（丙 59 の 1 及び 2）、これに伴う事業統合を進めており、研究向けの少量のアモルファスワイヤのサンプルを提供すること自体が難しくなったため、一時的に提供の依頼を断ったにすぎず、その後は提供を再開したというものであり（丙 82・21～22 頁、被告 c 本人・34～35 頁、弁論の全趣旨）、このような経緯に照らせば、上記のアモルファスワイヤのサンプル提供を断った事実をもって、被告 c が k 准教授に対する妨害行為をしたとまではいえない。

したがって、前記アの主張⑤に係る事実を認めることはできない。

ク 以上によれば、被告 c 及び被告 d が i 大学関係者に対して不当な圧力をかけ

たと認めることはできない。

(2) 株式会社oに対する不当な圧力について

ア 原告らは、①被告dが、平成25年3月、株式会社oのp社長に対し、原告a株式会社に対する協力をやめるよう圧力をかけ、②被告e株式会社は、同月、株式会社oとの取引を停止し、さらに、③被告c及び被告dによる転職勧誘行為によって株式会社oの従業員3名が退職したことにより、株式会社oの経営状況が悪化し、株式会社oに磁気ジャイロの研究開発の中止を余儀なくさせた旨主張し、p社長の陳述書(甲103)を提出するとともに、原告bもその旨供述する(甲104、原告b本人)。

イ しかしながら、原告らは、前記アの主張①ないし③に係る事実を裏付ける客観的な証拠を提出していない上、p社長の証人尋問申請をしていないから、p社長の陳述書の信用性については慎重に吟味する必要があるというべきである。

ウ 前記アの主張①については、p社長の陳述書をみても、平成25年5月に被告dから原告bとの協力関係について質問をされた旨の記載があるにとどまり(甲103・2頁)、原告bもp社長から聞いただけであり、事実がどうだったか分からない旨供述しており(原告b本人・34頁)、そのほかに、被告dがp社長に対して原告a株式会社に対する協力をやめるよう圧力をかけたことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、前記アの主張①に係る事実を認めることはできない。

エ 前記アの主張②については、被告cの供述によれば、平成25年4月以降に被告e株式会社と株式会社oとの取引が減少したのは、被告e株式会社のセンサ事業の方針として、研究開発費の投入を抑制する必要がある、その過程で磁気ジャイロソフトの開発の凍結を決断したことによるものであるところ(丙82・15頁、被告c本人・3頁)、p社長も、同年3月に被告dから株式会社oへの開発委託事業の縮小の話があった旨、これと整合する陳述をしている(甲103・2頁)。これに加え、被告e株式会社は、株式会社oとの間の取引が減少した後も、株式会社oと

の間で、ソフトウェア技術サポート契約を締結、更新したほか(丙86)、被告dは、平成26年7月頃まで、p社長との交流を継続したもの(丙89・16頁、被告d本人・6～8頁)であるから、被告e株式会社が平成25年3月に株式会社oとの取引を停止したとはいえない。

5 したがって、いずれにしても、被告e株式会社が原告らの活動の妨害のために株式会社oとの取引を停止したものとはいえず、前記アの主張②に係る事実を認めることはできない。

オ 前記アの主張③について、p社長の陳述書によれば、被告cの働きかけに応じて、株式会社oの従業員3名が退社した旨の記載があるものの(甲103・2頁)、
10 被告cの働きかけの具体的な内容やその詳細についての記載はない上、原告らはp社長の証人尋問申請をせず、上記の陳述内容は反対尋問を経たものでもないこと、被告cは従業員3名が退社したのかどうか把握しておらず、働きかけもしていない旨供述していること(丙82・18頁、被告c本人・3、28頁)からすれば、p社長の陳述を直ちに信用することはできない。

15 したがって、前記アの主張③に係る事実を認めることはできない。

カ 以上によれば、被告c及び被告dが株式会社oに対して不当な圧力をかけた
と認めることはできない。

(3) 株式会社qに対する不当な圧力について

ア 原告らは、①被告dが、平成25年3月、株式会社qに対し、原告a株式会
20 社との取引等から手を引くよう口頭で求め、②平成26年6月、被告e株式会社と株式会社qとの取引関係を停止させた旨主張し、原告bもその旨供述する(甲104、原告b本人)。

イ しかしながら、原告らは、上記の事実を裏付ける客観的な証拠を提出してい
ない上、株式会社qの代表者であるr氏の陳述書を提出せず、証人尋問申請もして
25 いない。

ウ 前記アの主張①については、原告bも、r氏から聞いただけであり、事実が

どうだったか分からない旨供述しており（原告 b 本人・34 頁）、そのほかに、被告 d が原告 a 株式会社との取引等から手を引くよう口頭で求めたことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、前記アの主張①に係る事実を認めることはできない。

5 エ 前記アの主張②については、被告 d の供述によれば、被告 e 株式会社と株式会社 q との間の取引が減少し、最終的になくなったのは、被告 e 株式会社が、従来は株式会社 q に委託していた特定用途向け集積回路の開発・供給について、センサ事業の黒字化施策の一環として、それらを被告 e 株式会社の業務提携先である u 株式会社に委託したこと（丙 52）によるものであるところ（丙 89・24 頁、被告
10 d 本人・8 頁）、その信用性を否定すべき事情があるとはいえない。

これに加え、被告 d は、u 株式会社との間で業務提携を行った後も、被告 e 株式会社と株式会社 q との協業の方法を模索するなど、株式会社 q との良好な関係の維持に努めていたほか（丙 53～55）、平成 26 年 6 月以降、平成 28 年頃まで株式会社 q との取引があったものであるから（丙 89・24～26 頁、被告 d 本人・8
15 ～9 頁）、被告 e 株式会社が平成 26 年 3 月に株式会社 q との取引を停止したともいえない。

したがって、前記アの主張②に係る事実を認めることはできない。

オ 以上によれば、被告 d が株式会社 q に対して不当な圧力をかけたと認めることはできない。

20 (4) 小括

以上によれば、被告 c 及び被告 d が、i 大学関係者や企業に対して不当な圧力をかけたとは認められないから、この点について、被告 c 及び被告 d に原告らに対する不法行為が成立するとは認められない。

2 争点 2（第 1 次告訴による不法行為の成否）について

25 (1) 判断枠組み

ア 告訴は、捜査機関に対して犯罪事実を申告し訴追を求める意思表示であって、

は、被告 e 株式会社の重要な営業秘密であるワイヤ整列装置の機能・構造とほぼ同一のことが記述されているものと認識し、これが公開されたことによって、被告 e 株式会社のセンサ事業に重大な経営リスクが生ずることを強く懸念し、同人らに対し、法務部門を交えて対策を検討するよう指示した。また、被告 d は、事案の重大性に鑑み、平成 27 年 12 月 1 日、同時点で判明した事実関係について、被告 e 株式会社の代表取締役社長である被告 f に報告し、被告 f から、被告 e 株式会社として、原告 b に対する対応の検討を進めることについての了承を得た。(丙 94・3～5 頁、被告 d 本人・12～13 頁)

(ウ) 被告 e 株式会社においては、前記(イ)の経緯を受けて、経営管理本部総務部法務室が中心となって、電磁品本部や技術企画部知的財産室の幹部社員も交えた実務対策チームが組成され、被告 d は、適時、実務対策チームから報告を受けることとなった。そして、実務対策チームの担当者らは、y 法律事務所に所属する弁護士らからの助言も得た上で社内調査を開始した。

また、被告 c は、電磁品本部内における M I センサの開発担当者としての立場から、実務対策チームの一員として、技術的な観点から社内調査に協力した。(丙 94・5～6 頁、被告 d 本人・13～14、16 頁、被告 c 本人・8、35 頁)

イ 社内調査により判明した事実等

(ア) g は、平成 27 年 6 月に被告 e 株式会社を退職した後、同年 7 月に原告 a 株式会社に入社し、同年 11 月にその取締役となっていた。(前提事実(1)ウ)

(イ) 被告 e 株式会社内において調査を行ったところ、g が、平成 27 年 2 月 12 日、被告 e 株式会社在職中に業務上付与されていたアクセス権を利用して、被告 e 株式会社内で「デザインレビュー」と呼ばれる製品開発の審査等に関する資料が保存されていた「設計審査 DR」というフォルダ内に保存されていた、被告 e 株式会社のセンサ事業に係る技術的に重要な数多くの電子ファイル(本件データ)を、業務上貸与されていた USB メモリに複製し、被告 e 株式会社の許可なく社外に持ち出していたことが発覚した。本件データには、各開発工程で実施された実験結果、

実験結果から生ずる問題点及び当該製品に係るノウハウが記載されており、被告 e 株式会社にとって極めて重要な営業秘密が含まれていた。(前提事実(3)イ、丙 17、18)

(ウ) また、被告 e 株式会社は、社内調査によって、原告 b 及び g が、産業機器の製造販売を営む **s 株式会社** に対し、ワイヤ整列装置の試作機の製造見積を依頼し、s 株式会社に見積書の作成を断られると、今度は株式会社 m に同様の依頼を行い、さらに、株式会社 m に対して、電子メールないし宅配便による送付等を通じて、被告 e 株式会社の営業秘密である本件基板固定治具等を開示・提供したこと等の事実を確認した(前提事実(3)ウ、甲 28・19～28 頁、被告 d 本人・13～14 頁)。

ウ 第 1 次告訴に係る社内での検討状況等

(ア) 被告 e 株式会社は、平成 28 年 2 月頃、前記イの調査結果等を踏まえ、原告 b 及び g が、被告 e 株式会社の営業秘密を不正に持ち出し、不正に使用・開示しているとの疑いを強め、y 法律事務所の所属弁護士らにも相談した上で、原告 b 及び g に対する刑事告訴の可能性を視野に入れるようになった。(丙 94・10 頁、被告 d 本人・13～14 頁)

(イ) 被告 e 株式会社の実務対策チームの担当者らは、平成 28 年 4 月、y 法律事務所の所属弁護士らから、社内調査の結果判明した事実関係を踏まえ、原告 b 及び g に対する刑事告訴を行うことも考えられるとともに、刑事告訴を行う場合には、告訴期間との関係で、早急な判断が必要である旨の助言を受けた。

被告 d は、実務対策チームの担当者らから、上記の相談結果の報告を受け、被告 e 株式会社の当時の副社長の承認も得た上で、原告 b 及び g に対する刑事告訴に向けた準備を進めることについて、代表取締役社長である被告 f の承認を得ることとした。(丙 94・11 頁、被告 d 本人・14 頁)

(ウ) その後、被告 f は、平成 28 年 4 月、実務対策チームの担当者らからの報告を踏まえ、被告 e 株式会社として、原告 b 及び g に対する刑事告訴に向けた準備を進めることを承認した。また、被告 e 株式会社は、被告 f の指示に基づき、総務部

において、被告 e 株式会社の大株主である w 株式会社の関係部門に対する相談を行い、同社からも、原告 b 及び g に対する刑事告訴を行うことについて了承を得た。

(丙 9 4 ・ 1 1 ～ 1 2 頁、被告 d 本人 ・ 1 4 頁)

(エ) 被告 e 株式会社は、平成 2 8 年 6 月、当時の取締役 6 名のうち、被告 f を含
む 4 名の取締役の承認を得て、原告 b 及び g に対する刑事告訴を行うことを決定し
た。なお、第 1 次告訴前に取締役会で審議をしなかったのは、機密管理のために情
報共有の範囲を絞ったからであり、平成 2 9 年 1 月に強制捜査が実施された後に取
締役会で報告を行ったところ、異議は出なかった。(丙 9 4 ・ 1 1 ～ 1 2 頁、被告 d
本人 ・ 1 4 、 5 0 ～ 5 1 頁)

(オ) 被告 c は、前記(エ)の被告 e 株式会社内における第 1 次告訴に係る意思決定
には関与していなかった。(被告 d 本人 ・ 1 6 頁、被告 c 本人 ・ 8 頁)

(3) 検討

ア 前記(2)の認定事実のとおり、被告 e 株式会社は、外部の弁護士からの助言等
を受けつつ、実務対策チームによる社内調査を実施し、告訴事実①に関しては、g
が被告 e 株式会社の営業秘密を含む技術的に重要な本件データを許可なく持ち出し
たこと、告訴事実②に関しては、原告 b 及び g が被告 e 株式会社の営業秘密である
本件基板固定治具等を株式会社 m に対して開示・提供したことをそれぞれ確認する
など、証拠の収集や事実関係の調査を行った上、社内調査の結果判明した事実関係
や証拠、外部の弁護士からの助言等を踏まえ、かつ、大株主に対する意見聴取等も
行った上で、代表取締役である被告 f を含む過半数の取締役の承認を得て、原告 b
及び g に対する第 1 次告訴を行うことを決定したものである。

イ 以上の経緯に加え、① g は、平成 2 6 年 4 月以降は被告 e 株式会社の嘱託社
員であり (前提事実(1)ウ、証人 g ・ 1 1 ～ 1 2 、 2 9 ～ 3 0 頁)、センサ事業の専
門技術者でもなかったため、平成 2 7 年 2 月当時、被告 e 株式会社の業務のために
その営業秘密を含む大量の本件データを複製して社外に持ち出す必要性があったと
はおおよそ想定し難いこと (被告 d 本人 ・ 4 9 、 5 3 頁、被告 c 本人 ・ 8 ～ 9 頁)、②

g は、同月に被告 e 株式会社の機密管理に係る内規に違反して上司の了承を得ずに大量の本件データを U S B に複製して社外に持ち出した上、その約 4 か月後（同年 6 月）に被告 e 株式会社を退職し、翌月には原告 a 株式会社に入社し、同年 1 1 月にはその取締役就任していること（前提事実(1)ウ、証人 g ・ 1 4 頁、被告 d 本人・ 5 2 ～ 5 3 頁）、③平成 2 5 年 8 月から同年 9 月にかけて、原告 b は、株式会社 m の n から、実際にワイヤを貼る治具等の貸出しの依頼を受けたことから、g に対し、その準備をするよう指示し、これを受けた g は、上司の了承を得ずに被告 e 株式会社の営業秘密である本件基板固定治具等を株式会社 m に開示・提供した上で、原告 b に対し、株式会社 m へ本件基板固定治具等を送付した旨を報告するメールを送信していたこと（丙 2 5 ～ 2 8、1 1 4、被告 d 本人・ 5 3 頁）が認められ、前記アの経緯にこれらの事情も総合すると、被告 e 株式会社において、g による本件データの持出しや本件基板固定治具等の開示・提供について、原告 b と g とが共謀し、不正の利益を得る目的等をもって行ったと判断して、第 1 次告訴をしたことについては、相応の客観的根拠があったものというべきである。なお、以上の検討に照らせば、第 1 次告訴について、被告 e 株式会社があえて虚偽の内容の告訴をしたものと認めることもできない。

(4) 原告らの主張について

ア これに対し、原告らは、告訴事実①について、① g が本件データを U S B に複製したのは、被告 e 株式会社における原価低減指導を行う上で必要だったからであり、被告 e 株式会社の業務として行ったものである、②本件データは原告 a 株式会社の業務には必要のないものであって、原告らは g から本件データを渡されてもいないから、原告 b と g との間に共謀や指示はない旨主張し、原告 b 及び g はこれに沿う供述をする。

しかしながら、上記の主張①については、① g は、本件データを持ち出した平成 2 7 年 2 月時点においては、被告 e 株式会社の嘱託社員として主に技術員に指導する職務に従事しており（証人 g ・ 1 1 ～ 1 2 頁）、単独で原価低減指導をするような

立場にあったとはいえないし、原価低減指導のためにあえて営業秘密を含む大量のデータをUSBに複製して社外に持ち出す必要があったともいえないこと、②gが複製した大量の本件データには、MIセンサの性能テストの結果をまとめた資料(丙18・資料6)、MI素子を製造した際の不良原因調査結果をまとめた資料(丙18・資料7及び8)等の、原価低減指導と関係するとは解し難いものが多数含まれていること、③被告e株式会社の岐阜工場は、平成25年11月以降、電子部品部門の主力工場となり、MI素子の製造ラインは縮小、休止しており(丙89・23頁)、そもそも原価低減の指導が必要とされる状況にあったとはいえないこと、④原告bは、平成25年2月、知人に対し、「センサは水面下ですめています。」「g部長と、現行のMI素子工程を総点検しています。いつでも当方で生産できるように取り組んでいます。大義名分は、岐阜工場の原価低減のためです。」「ワイヤ関連の設備の仕様を決定、いま見積もり中です。これができれば、eとは関係なくMI素子の開発が可能となります。」などと記載したメールを送信したこと(丙21・別紙4)が認められ、これらの事実からすると、gによる本件データの持出しと被告e株式会社(岐阜工場)における原価低減指導との間に関連性があるものとは認められず、これに反する原告b及びgの供述を信用することはできない。したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

また、上記の主張②については、gは、平成27年2月当時、センサ事業の専門技術者ではなかったこと(前記(3)イ①)、gは、同月に本件データをUSBに複製して持ち出し、その約4か月後(同年6月)に被告e株式会社を退職して、翌年には原告a株式会社に入社し、同年11月にはその取締役役に就任していること(前記(3)イ②)、原告a株式会社の事務所において、被告e株式会社のMIセンサに関する営業秘密が記載された社外秘の資料(製造工程一覧表、QC工程表、工程フロー、テンションアニールに関するデータシート及びs株式会社が被告e株式会社に差し入れたワイヤ挿入装置に関する念書)が発見されたこと(丙22)が認められ、これらに加え、原告らは上記のとおりgが本件データを持ち出した理由について合理

的な説明をしていないこと、原告 b と g との関係性等も考慮すると、本件データが原告 a 株式会社の業務に必要なものであったとはいえないし、被告 e 株式会社が原告 b と g との間に共謀があったと判断したことには、相応の客観的根拠があったものというべきである。

5 イ さらに、原告らは、告訴事実②について、①本件基板固定治具等の送付も、被告 e 株式会社における原価低減業務の一環としての小型版素子の試作に必要な試作機発注のために行ったものであり、被告 e 株式会社の業務として行ったものであった、②原告 a 株式会社は被告 e 株式会社の磁石式治具の技術を必要としていなかったから、本件基板固定治具等の送付は原告 a 株式会社の業務に関係なく行われた
10 ものであり、g はこれについて原告 b に伝えておらず、原告 b と g との間の共謀はない旨主張し、原告 b 及び g はこれに沿う供述をする。

しかしながら、上記の主張①については、前記(3)及び前記ア記載の事実(平成25年8月から同年9月にかけて、原告 b は、株式会社mのnから、実際にワイヤを貼る治具等の貸出しの依頼を受けたことから、g に対し、その準備をするよう指示
15 し、これを受けた g は、上司の了承を得ずに被告 e 株式会社の営業秘密である本件基板固定治具等を株式会社mに開示・提供したこと等)に加え、原告 b 及び g が、s 株式会社に対し、被告 e 株式会社の業務であるかのように装って、ワイヤ整列装置の試作機の製造見積を依頼し、s 株式会社に断られると、株式会社mに対し、ワイヤ整列装置を製造させたこと(前記(2)イ(ウ)、後記3(3)イ②、④)が認められ、
20 これらの事実からすると、本件基板固定治具等の送付と被告 e 株式会社(岐阜工場)における原価低減指導との間に関連性があるものとはいえず、これに反する原告 b 及び g の各供述を信用することはできない。なお、原告らは、岐阜工場の原価低減の一環として小型化素子の試作がされていたことを裏付ける資料(甲77・69～70頁、甲84～86、105・25～26、28～30頁、丙23・別紙9、1
25 0、18、丙113・別紙2、6、9)の存在を指摘するが、原告 b 及び g は、岐阜工場の原価低減を大義名分として(前記ア④)、被告 e 株式会社の業務であるかの

5 ように装って、ワイヤ整列装置の試作機の製造等を依頼したものといえ、本件基板固定治具等の送付もその一環として行われたものであるから、被告 e 株式会社が岐阜工場の原価低減の一環として小型化素子の試作に取り組んでいたとしても、これをもって原告 b 及び g の行為が岐阜工場の原価低減のためにされたことを意味するものといえない。したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

また、上記の主張②については、原告 b 及び g は、上記のとおり、被告 e 株式会社の業務であるかのように装ってワイヤ整列装置の試作機の製造をさせていた上、原告 b は、株式会社 m の n から、実際にワイヤを貼る治具等の貸出しの依頼を受けたことから、g に対し、その準備をするよう指示し、これを受けた g は、本件基板
10 固定治具等を株式会社 m に開示・提供した上で、原告 b に対し、株式会社 m へ本件基板固定治具等を送付した旨を報告するメールを送信していたこと（前記(3)イ③）が認められ、これに加え、原告らは上記のとおり g が本件基板固定治具等を送付した理由について合理的な説明をしていないこと、原告 b と g との関係性等も考慮すると、原告 a 株式会社が被告 e 株式会社の磁石式治具の技術を必要としていなかった
15 たとはいえないし、被告 e 株式会社が原告 b と g との間の共謀があったと判断したことには、相応の客観的根拠があったものというべきである。

(5) 小括

以上によれば、被告 e 株式会社において、第 1 次告訴をするに当たり、あえて虚偽の内容の告訴をしたと認めることができないのはもとより、原告 b 及び g に犯罪
20 の嫌疑をかけることを相当とする客観的根拠を確認すべき注意義務に違反したとは認められないから、第 1 次告訴について、被告 c 及び被告 d に原告らに対する不法行為が成立するとは認められない。

(6) 余罪を構成する可能性のある行為の情報提供について

そのほか、被告 e 株式会社は、第 1 次告訴に際して、愛知県警察本部本部長に対し、余罪を構成する可能性のある行為として、原告 b 及び g が共謀の上、営業秘密
25 C（ワイヤ挿入装置に関する技術情報及びノウハウ、バッファ回路を採用した磁

5 気検出装置に関する技術情報及びノウハウ並びに磁界検出素子に関する技術情報及びノウハウ)を不正に用いて特許出願をしたこと等について情報提供をしたものであるが(前提事実(4)イ)、当該情報提供は、それ自体としては告訴をするものではなく、被告e株式会社において余罪を構成する可能性があると認識する行為について、事実上の情報提供をするにとどまるものであるし、殊更に虚偽の内容の情報提供をしたものとも認められない。そうすると、上記情報提供についてみても、被告c及び被告dに原告らに対する不法行為が成立するとは認められない。

3 争点3(追加告訴による不法行為又は営業誹謗行為の成否)について

(1) 判断枠組み

10 前記2(1)と同様に、被告e株式会社において、追加告訴をするに当たり、原告b及びgに犯罪(営業秘密の不正使用・不正開示罪)の嫌疑をかけることを相当とする客観的根拠を確認すべき注意義務を怠ったか否かについて検討するが、追加告訴については、原告b及びgが本件打合せにおいて株式会社mに口頭及び図示により説明したワイヤ整列装置に関する技術情報の営業秘密該当性並びに当該行為が被告e株式会社の業務のために行われたか否か(不正の利益を得る目的等の有無)に争いがあることを踏まえると、被告e株式会社において、上記のワイヤ整列装置に関する技術情報が被告e株式会社の営業秘密に該当し、原告b及びgに不正の利益を得る目的等があると判断したことについて、これを相当とする客観的根拠を確認したか否かが問題となる。

20 (2) 認定事実

前提事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 捜査により押収された資料の検討依頼及び被告e株式会社における検討等

(7) 愛知県警は、第1次告訴を受けて、原告b及びgに対する捜査を進め、平成29年1月、原告b及びgに対する強制捜査(搜索差押)を実施した。(前提事実(5)

25 ア)

(イ) 被告e株式会社は、平成29年2月3日、愛知県警から、原告b及びgが、

平成25年4月9日、株式会社mの従業員であるnに対し、ワイヤ整列装置に関する技術情報を口頭及び図示により説明し、原告a株式会社のためのワイヤ整列装置を株式会社mに製作させていた旨説明されるとともに、本件追加告訴証拠資料を示され、本件追加告訴証拠資料に記載された技術情報が被告e株式会社の営業秘密に
5 該当するかどうかの確認を求められた。(前提事実(5)イ、丙94・13頁、被告d本人・14～15頁)

(ウ) これを受けて、被告e株式会社は、ワイヤ整列装置の開発を行った自社の従業員であるhに本件追加告訴証拠資料を検討させたところ、hは、平成29年2月3日から同月4日にかけて、本件追加告訴証拠資料の内容が被告e株式会社の営業
10 秘密に該当するかの検討をした結果、「a資料の分析」と題する資料(h意見書・丙95)を作成した。同資料には、本件追加告訴証拠資料を分析したところ、機械的な構成要素はほぼ同一であるとした上、特に被告e株式会社の技術と同一である部分として、下記aないしdの内容が記載されている。(前提事実(5)ウ、丙42、94・14～15頁、被告d本人・15頁)

15 a ホワイトボードの記載は、装置のサイズ、ワイヤの送りピッチ、ワイヤ張り時の方向、ワイヤ引き込み速度、ワイヤ整列の方式、装置の構造等が被告e株式会社の装置と同じであること

b 株式会社m作成の見積仕様書の記載について、材料(磁性材料・スプール)が被告e株式会社の装置と同じであり、装置仕様の一部も被告e株式会社の装置と
20 同じであること

c 株式会社m作成のワイヤ整列装置の図面について、機械の構成要素が基本的に被告e株式会社の装置と同じで、図面に手書きで記載された磁石テーブルの図も被告e株式会社の装置と同じであること

d gのメールについて、ワイヤ径、張り基盤サイズ、ワイヤ引き込み速度、基
25 板へのセット方法が被告e株式会社の装置と同じであるほか、手書きの図については「ワイヤをチャックでつかんでボビンから水平方向に引き出し、昇降台の基板に

ワイヤを張る」との点が被告 e 株式会社の装置と基本構造が同じであること

(エ) 被告 e 株式会社は、本件追加告訴証拠資料には被告 e 株式会社の営業秘密に該当する多くの技術情報が記載されている旨を、被告 f、被告 d 等の関係役員間で共有・確認するとともに、愛知県警に対してその旨を伝えた。(丙 9 4・1 4 頁、被告 d 本人・1 5 頁)

(オ) 愛知県警は、平成 2 9 年 2 月 7 日から h に対する事情聴取を実施した。h は、愛知県警の捜査員に対して、ホワイトボードの記載内容を含む本件追加告訴証拠資料が被告 e 株式会社の営業秘密を含むものであることを説明し、その説明内容について、同月 1 5 日付け調書が 2 通作成された。(丙 9 4・1 6 頁、被告 d 本人・1 5 頁)

イ 追加告訴に係る社内での検討状況等

(ア) 被告 e 株式会社内では、愛知県警の捜査と並行して、平成 2 9 年 2 月 8 日、原告 b 及び g の一連の行為に係る対応方針や今後のスケジュールについて、被告 d や被告 f らが、y 法律事務所の所属弁護士らも交えた会議を行い、本件追加告訴証拠資料に被告 e 株式会社の営業秘密が記載されていることが固まり次第、追加告訴を行うことが承認・決定された。(丙 9 4・1 6～1 7 頁、被告 d 本人・1 5 頁)

(イ) 愛知県警は、捜査を進めた結果、平成 2 9 年 2 月 1 7 日、被告 e 株式会社に対して、原告 b 及び g が、株式会社 m の従業員である n に対してワイヤ整列装置に関する技術情報を口頭及び図示により開示した事実が、被告 e 株式会社の営業秘密の不正使用・不正開示という犯罪行為に該当するなどとして、追加告訴に係る告訴状の案文を示し、その内容で追加告訴をすることの検討を促した。(丙 9 4・1 7 頁、被告 d 本人・1 5 頁)

(ウ) 被告 f 及び被告 d は、平成 2 9 年 2 月 2 0 日、被告 e 株式会社の当時の会長及び副社長のほか、総務部責任者等の関係役員とも協議の上、被告 e 株式会社として、原告 b 及び g に対する追加告訴を行うことを決定した。(丙 9 4・1 7 頁、被告 d 本人・1 5～1 6 頁)

(エ) 被告 c は、前記(ウ)の被告 e 株式会社内における追加告訴に係る意思決定には関与していなかった。(被告 d 本人・16 頁、被告 c 本人・8 頁、35～36 頁)

(オ) 被告 e 株式会社は、平成 29 年 2 月 22 日、追加告訴を行い、愛知県警は、同月 23 日、原告 b 及び g を不競法違反の被疑事実で逮捕した。(前提事実(6)ア、
5 イ)

(3) 検討

ア 前記(2)の認定事実のとおり、被告 e 株式会社は、第 1 次告訴を受けて強制捜査等をした捜査機関から本件追加告訴証拠資料を示され、本件追加告訴証拠資料に記載の技術情報が被告 e 株式会社の営業秘密に該当するかどうかの確認を求められたことから、ワイヤ整列装置に係る専門的知見を有する h に検討させ、h 意見書により本件追加告訴証拠資料には被告 e 株式会社の営業秘密に該当する多くの技術情報が記載されていることを確認した上、外部の弁護士からの助言等を受けつつ、原告 b 及び g の一連の行為に係る対応方針等についての検討を進め、その後、捜査機関から、原告 b 及び g が n に対してワイヤ整列装置に関する技術情報を口頭及び図
10 示により開示した事実は被告 e 株式会社の営業秘密の不正使用・不正開示という犯罪行為に該当するなどとして、追加告訴に係る告訴状の案文を示されたこと等を踏まえ、被告 f、被告 d、当時の会長、副社長及び総務部責任者等の関係役員において協議の上、原告 b 及び g に対する追加告訴を行うことを決定したものである。
15

イ そして、以上の経緯に加え、①原告 b は、平成 24 年 12 月、被告 e 株式会社に無断で、株式会社 t に対し、被告 e 株式会社の MI センサ事業の買収を申し入れるよう働きかけていたこと(丙 6、7、21・別紙 2)、②原告 b 及び g は、同月から平成 25 年 3 月頃、s 株式会社に対し、被告 e 株式会社の業務であるかのように装って、ワイヤ整列装置の試作機の製造見積を依頼し、その後、当該依頼が被告 e 株式会社による正式なものではない旨伝え、s 株式会社から、正式な依頼でない場合は見積書を提出することができないとして断られたこと(甲 48・41～
25 43 頁、丙 23・1～16 頁及び別紙 4～6)、③原告 b は、同年 2 月、知人に対し、

「センサは水面下ですめています。」、「g 部長と、現行のMI 素子工程を総点検しています。いつでも当方で生産できるように取り組んでいます。大義名分は、岐阜工場の原価低減のためです。」、「ワイヤ関連の設備の仕様を決定、いま見積もり中です。これができれば、e とは関係なくMI 素子の開発が可能となります。」などと記載したメールを送信したこと（丙21・別紙4）、④原告b及びgは、同年3月、株式会社mのnに対し、被告e株式会社の業務であるかのように装って、ワイヤ整列装置の試作機の製造を打診したが、その後、同年5月9日に作成された「打合せ覚へ」（丙24・別紙11）には、守秘義務に関して「特に製作の有無や納期や費用など将来のa（株）の委託加工事業に影響するので極秘とする」との記載があるほか、
10 同月17日付けワイヤ整列装置に関する見積仕様書の名宛人は原告a株式会社とされ、同年11月には株式会社mに製造させたワイヤ整列装置をi大学に設置したこと（甲48・43～45頁、丙24）、⑤gは、平成26年1月から同年3月にかけて、原告a株式会社から、合計200万円を受け取ったこと（甲48・41頁、丙110・14頁、112、証人g・17～18頁）が認められ、これらの事情を総合すると、被告e株式会社において、原告b及びgがワイヤ整列装置に関する技術
15 情報を株式会社mに口頭及び図示により説明した行為について、不正の利益を得る目的等をもって行ったものと判断したことについては、相応の客観的根拠があったものというべきである。なお、この点については、本件無罪判決において、「仮に本件実開示情報がeの営業秘密に該当するという見解を採るのであれば、被告人両名
20 がそれを用いてeの了解なくワイヤ整列装置の試作機を製作しようとしたこととなるから、被告人両名に、不正の利益を得る目的があったと認められる」と判断されているところである（甲48・47、48頁）。

ウ また、①h意見書においては、本件打合せにおいて原告b及びgが説明したワイヤ整列装置に関する技術情報について、装置のサイズ、ワイヤの送りピッチ、
25 ワイヤ張り時の方向、ワイヤ引き込み速度、ワイヤ整列の方式、装置の構造等が被告e株式会社のワイヤ整列装置と同じであるなどとして、機械的な構成要素はほぼ

同一であると結論付けていること（前記(2)ア(ウ) a、丙95。なお、その内容に特に不合理な点があるとはいえない。）に加え、②原告b及びgは、前記イのとおり、被告e株式会社の業務であるかのように装って、株式会社mにワイヤ整列装置の試作機の製造を依頼するとともに、被告e株式会社の営業秘密である本件基板固定治具等を許可なく送付していた（第1次告訴の告訴事実②）ものであり（前記2(3)イ③、前記イ④）、本件打合せにおけるワイヤ整列装置に関する説明もそのような一連の経緯の中の出来事と位置付けられること、③被告e株式会社においては、上記の告訴事実②を含む原告b及びgによる営業秘密の不正領得・開示の事実を認識して第1次告訴を行うとともに、本件打合せにおけるワイヤ整列装置に関する説明は第1次告訴の告訴事実と性質が異なるものではないとして、一連の不正行為に厳正に対処するために追加告訴をすることを決定したものであること（丙94・17頁、被告d本人・15～16頁）、④刑事司法の専門機関である検察官が、追加告訴に係る事実について、営業秘密の不正使用・不正開示に係る犯罪の立証が可能であると判断し、原告b及びgを起訴したこと（前提事実(6)ウ）、⑤本件刑事裁判においても、被告e株式会社におけるワイヤ整列装置の管理状況、s株式会社等との間の秘密保持契約の内容等からすると、被告e株式会社は、ワイヤ整列装置に関する技術情報を秘密として管理しており、かつ、本件実開示情報は、アモルファスワイヤを基板上に整列させる工程に関する技術上の情報であるから事業活動にとって有用であると認定されたこと（甲48・34～38頁）が認められ、これらの状況を総合考慮すれば、本件打合せにおいてワイヤ整列装置に関する被告e株式会社の営業秘密が開示されたと疑うに足りる相当な事情があったといえ、被告e株式会社において、原告b及びgがワイヤ整列装置に関する技術情報を株式会社mに口頭及び図示により説明した行為について、被告e株式会社の営業秘密を開示したものと判断して、追加告訴をしたことについては、相応の客観的根拠があったものというべきである。

この点について、本件無罪判決においては、検察官主張工程（本件実開示情報）

について、被告 e 株式会社の工程と大きく異なる部分があるとともに、非公知性があるとは認められない結果、被告 e 株式会社の営業秘密であるとは認められないと判断されている（甲 4 8・1 5～2 4 頁）。しかし、当該判断は、追加告訴に係る告訴事実の対象のうち、本件刑事裁判において審理の対象とされた検察官主張工程（本
5 件実開示情報）に関するものであるし、本件刑事裁判における被告人ら（原告 b 及び g）の主張及び証拠（被告人らの各供述及び n の証言を含む。）も踏まえてされたものであって（甲 4 8）、結果としてそのような判断がされたことをもって直ちに、追加告訴時における被告 e 株式会社の判断が客観的根拠を欠いていたことになるものではない。

10 エ なお、以上の検討に照らせば、追加告訴について、被告 e 株式会社があえて虚偽の内容の告訴をしたものと認めることもできない。

（4）原告らの主張について

ア これに対し、原告らは、本件無罪判決（甲 4 8）は、検察官主張工程について、「アモルファスワイヤの特性を踏まえて基板上にワイヤを精密に並べるための
15 工夫がそぎ落とされ、余りにも抽象的、一般化されすぎていて、一連一体の工程として見ても、ありふれた方法を選択して単に組み合わせたものにとどま」として非公知性の要件を否定し、「e の営業秘密を開示したと構成するのは無理がある」と判示していることから、原告 b 及び g が開示したとされる工程は、真の被告 e 株式会社の装置の工程ではないし、汎用技術にすぎず、したがって、本件刑事裁判にお
20 ける検察官の主張の根拠となった追加告訴は、被告 e 株式会社の営業秘密ではない一般情報を営業秘密だと偽るものであり、明らかに虚偽告訴であった旨主張し、これに沿う見解を示す証拠として、東京地方裁判所が本件に関連する損害賠償請求事件（同庁令和 2 年（ワ）第 9 8 5 1 号）において作成して当事者に示した「説明事項」と題する文書（甲 1 6 2）を提出する。

25 確かに、本件無罪判決（甲 4 8）においては、検察官主張工程（本件実開示情報）について、非公知性があるとは認められないなどとして、被告 e 株式会社の営業秘

密であるとは認められないと判断されているものの、告訴人が、自らの認識、記憶に基づいて捜査機関に犯罪被害の内容を申告し、被告告訴人に対する処罰を求めて告訴を行うことは、法律上正当な権利の行使であるから（刑事訴訟法230条）、その後の捜査の結果、被告告訴人に犯罪の嫌疑がないことが判明したり、刑事裁判において無罪判決が言い渡されたとしても、そのことをもって直ちに当該告訴が不法行為になるものではない。そして、前記(3)ウのとおり、原告b及びgが本件打合せにおいてワイヤ整列装置に関する被告e株式会社の営業秘密を開示したと疑うに足りる相当な事情があったといえ、被告e株式会社において、これらの事実関係を調査し、h意見書等の証拠や捜査機関から示された見解（告訴状の案文）等を検討した上で追加告訴をするに至ったものと認められるから、本件無罪判決における上記の判断等を踏まえても、被告e株式会社による追加告訴について、自社の営業秘密ではない一般情報を営業秘密だと偽ってした虚偽告訴であるとも、客観的根拠を欠くものであったともいうことはできない。したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

イ 原告らは、次世代MIセンサであるGSRセンサの原理はMIセンサの原理と全く異なるものであり、そのことは当業者の常識的な認識であること（前記第2の2(3)の（原告らの主張）イ）等を理由として、本件打合せにおいて開示されたワイヤ整列装置に関する技術情報は被告e株式会社の営業秘密でない旨主張し、原告bはこれに沿う供述をする。

しかしながら、①JSTは、平成25年8月頃、原告らによる次世代MIセンサの開発に関する補助金申請について、被告e株式会社が実施権を有するMIセンサの特許を利用した研究テーマであると判断し、被告e株式会社に対して、実施許諾をする見込みがあるか否かの確認を求めたこと（丙9～12）、②株式会社tは、原告bから次世代MIセンサは被告e株式会社のMTセンサとは全く異なる旨の説明を受け、i大学も含めた共同開発プロジェクトに参画していたが、平成26年12月、独自に特許調査を行った結果、次世代MIセンサの構造に関して、被告e株式

5 会社の特許に抵触するとの疑いが生じ、その特許を回避するように提言したが、原告 b は受け入れなかったため、共同開発を中止したこと（丙 1 4）、③原告 a 株式会社は、同年 4 月 2 1 日、発明の名称を「磁性ワイヤ整列装置とワイヤ整列方法」とする特許を出願したところ（丙 1 6）、原告 b は、同特許の出願書類作成時、その特許性として、ワイヤの固定方法等について、「e の現行方式とほぼ同じだが、公開されていない」等と記載した電子メールを送信していること（丙 1 1 5）、④原告 a 株式会社は、平成 2 7 年 5 月 7 日、発明の名称を「磁性ワイヤ整列装置および磁性ワイヤ整列方法」とする特許を出願したところ、同特許に係る特許公報には、「MI 素子のマイクロサイズ化を主眼とした発明」であるなどと MI 原理に関する記載がされていること（甲 1 0 ・【0 0 1 1】、【0 0 4 8】、【0 0 4 9】）、⑤ 1 名誉教授は、平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日、「a 社特許に関する意見書」を作成し、同意見書において、G S R センサの原理は MI センサと同じであり、アモルファスワイヤ MI 素子の製造方法を部分改良して MI センサを別名で呼ぼうとしているものであると結論付けていること（丙 9 3）が認められ、これらの事実からすると、被告 e 株式会社が、15 本件打合せにおいて被告 e 株式会社の営業秘密が開示されたものと判断して追加告訴をしたことについて、G S R センサと MI センサの原理が全く異なるものであること等の原告らが主張する前提に立っていなかったとしても、当該判断が客観的根拠を欠くものであったということとはできない。したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

20 ウ 原告らは、被告 c は、前提事実(6)エの検察官主張工程㉞の「ワイヤ基準線方式」という被告 e 株式会社のものではない技術を、被告 e 株式会社の技術であるかのようにして意図的に虚偽の工程を作出するとともに、「共通点があれば営業秘密の盗用・開示に当たる」旨の知的財産権法の常識を完全に逸脱した論理を考案し、被告 e 株式会社の取締役等が技術的知見に乏しいことを奇貨として、被告 d に対し、25 単なる汎用技術にすぎない工程が被告 e 株式会社の営業秘密たるノウハウであると報告して追加告訴を主導し、被告 d 及び被告 f も、原告 b が行っている G S R セン

サの開発を潰し、その成果を我が物にせんがために、被告cが主張する告訴事実が虚偽であることを確定的に認識しながら追加告訴に及んだ旨主張し、これに沿う証拠として被告cらが作成した報告書(甲24)を提出する。

しかしながら、①検察官主張工程は、追加告訴に係る告訴事実の対象と必ずしも一致するものではないし(追加告訴に係る告訴事実、被告e株式会社のMIセンサ製造工程に用いるワイヤ整列装置の構造と機能に関する技術情報の開示を対象とするものであったが、検察官主張工程は、ワイヤ整列の工程をいうものである。)、検察官主張工程⑦にいう「仮固定したアモルファスワイヤを基準線として位置決めを行う」という工程についてみても、被告e株式会社のワイヤ整列装置において用いられていないものであったとまで断ずるには足りない(例えば、被告e株式会社の装置に係る甲49・7頁「6. 装置の動作説明」及び丙77・作業手順書3枚目「4. ワイヤ挿入」に記載の内容は、上記のような工程と表現する余地もある。)。また、そもそも、②被告cは、被告e株式会社の電磁品本部内におけるMIセンサの開発担当者としての立場から、実務対策チームの一員として、技術的な観点から社内調査に協力したものの、本件追加告訴証拠資料の検討や被告e株式会社内における第1次告訴及び追加告訴に係る意思決定には関与していなかった(前記2(2)の認定事実ア(ウ)、ウ(オ)、前記(2)の認定事実ア、イ(エ))。加えて、③被告cらが作成した報告書(甲24)は、あくまでも原告a株式会社のMIセンサ製造技術に関連する特許の内容と被告e株式会社の機密資料の内容との同一性を報告するものであり、本件打合せにおいて開示されたワイヤ整列装置に関する技術情報が被告e株式会社の営業秘密に該当するか否かの検討とは別個のものであること、④原告bは、被告cが意図的に虚偽の工程を作出したという点について、追加告訴における営業秘密の捉え方が上記の報告書(甲24)の内容と共通することを根拠に推測を述べるものにすぎないこと(甲123・131～134頁、原告b本人・60頁)等も考慮すれば、被告cが意図的に虚偽の工程を作出し、被告dに対し、単なる汎用技術にすぎない工程が被告e株式会社の営業秘密たるノウハウであると報告して追加

告訴を主導したなどと認めるには足りず、また、被告 d 及び被告 f が、被告 c の主張する告訴事実が虚偽であることを認識しながら告訴に及んだと認めることもできない。したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

エ 原告らは、第 1 次告訴及び追加告訴はいずれも代理人弁護士によってされた
5 ものである以上、被告らの調査義務違反の有無を判断するに当たっては、法律の素人に課せられる注意義務ではなく、より高度な弁護士と同程度の注意義務が課せられるべきである旨主張する。

しかしながら、被告 e 株式会社による第 1 次告訴及び追加告訴は、y 法律事務所の所属弁護士らを代理人としてされたものであるところ（甲 1 3、丙 3 0）、告訴が
10 弁護士を代理人としてされたものであるか否かによって、告訴人が告訴について負う注意義務の程度が異なると解すべき根拠があるとはいえないから、原告らの上記主張は採用することができない。なお、以上の検討に照らせば、第 1 次告訴及び追加告訴について、代理人弁護士によってされたものであることを考慮に入れても、被告らの注意義務違反の有無の判断が左右されるものではない。

オ 原告らは、被告 e 株式会社は、追加告訴をするに当たり、ワイヤ整列装置に関する公知情報の調査・収集と、特別な効果を生み出すワイヤ整列装置特有のノウハウを抽出して非公知性を基礎付ける客観的根拠を確認する義務を負っているところ、被告 e 株式会社内にはワイヤ整列装置の真のノウハウや公知情報が分かる資料も存在していたにもかかわらず、それらの資料の調査をせず、s 株式会社や株式会
20 社 m といった機械メーカーへのヒアリングも行わず、社外の中立的な弁護士等の専門家に対しても非公知性についての鑑定依頼等をせず、h 意見書のみを基にして、取締役会の承認も得ないままに追加告訴に至ったものであり、重大な調査義務違反があった旨主張する。

しかしながら、被告 e 株式会社は、自社のワイヤ整列装置に関する技術情報を秘
25 密として管理し、当然ながらその内容を熟知しているのであるから、ワイヤ整列装置に係る専門的知見を有する h に営業秘密該当性を検討させるという方法を採用こ

とは合理的であり、また、愛知県警による捜査中の事項であったことや、秘密管理されていた技術情報の性質等に鑑みれば、他の機械メーカーへのヒアリングや社外の専門家への鑑定依頼等をしなかったことが不相当であったとはいえない。また、被告 d は、警察や弁護士から、情報管理の点において捜査が一段落するまでは取締役会への報告は控えるようにアドバイスがあったこと等から、追加告訴について取締役会の承認を経なかったものであるところ（被告 d 本人・40～41、50頁）、機密管理のために情報共有の範囲を絞る必要があったことは否定できないし、これに加え、第1次告訴については、取締役6名のうち4名の承認を得た上で、事後的に取締役会で報告を行った際にも異議は出なかったこと（前記2(2)の認定事実ウ(エ)）、追加告訴については、被告 f 及び被告 d は、当時の会長及び副社長、総務部責任者等の関係役員とも協議の上、追加告訴を行うことを決定したこと（前記(2)の認定事実イ(ウ)）、第1次告訴及び追加告訴に係る告訴事実はいずれも原告 b 及び g による一連の行為を対象としたものであることも考慮すれば、取締役会の承認を経ずに追加告訴をしたことが不合理であるとはいえない。したがって、被告 e 株式会社において、追加告訴について原告らが主張するような重大な調査義務違反があったとは認められず、原告らの上記主張は採用することができない。

(5) 小括

以上によれば、被告 e 株式会社において、追加告訴をするに当たり、あえて虚偽の内容の告訴をしたと認めることができないのはもとより、原告 b 及び g に犯罪の嫌疑をかけることを相当とする客観的根拠を確認すべき注意義務に違反したとは認められないから、追加告訴について、被告らに原告らに対する不法行為が成立するとは認められない。また、そうである以上、追加告訴について、被告らが故意又は過失により不競法2条1項21号（なお、行為時の該当法条は平成30年法律第33号による改正前の同項15号。）に掲げる営業誹謗行為（営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し又は流布する行為）を行ったとも認められないから、追加告訴について、被告らが不競法4条に基づく損害賠償責任を負うとは認められない。

第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、
主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

5

裁判長裁判官 貝 阿 彌 亮

裁判官 小 野 啓 介

10

裁判官 西 尾 信 員

(別紙)

略語一覧 (順不同)

	・ 不競法	不正競争防止法
	・ 原告 a 株式会社	第 1 事件原告・第 2 事件原告 a 株式会社
5	・ 原告 b	第 1 事件原告・第 2 事件原告 b
	・ 原告ら	原告 a 株式会社及び原告 b
	・ 被告 c	第 1 事件被告・第 2 事件被告 c
	・ 被告 d	第 1 事件被告・第 2 事件被告 d
	・ 被告 e 株式会社	第 1 事件被告ら補助参加人・第 2 事件被告 e 株式会社
10	・ 被告 f	第 2 事件被告 f
	・ 被告ら	被告 c、被告 d、被告 e 株式会社及び被告 f
	・ g	被告 e 株式会社の元社員で原告 a 株式会社の取締役である g
	・ h	被告 e 株式会社の従業員である h
	・ 愛知県警	愛知県警察
15	・ j 教授	i 大学大学院工学研究科の j 教授
	・ k 准教授	i 大学大学院工学研究科の k 准教授
	・ l 名誉教授	i 大学大学院工学研究科の l 名誉教授
	・ 株式会社 m	株式会社 m
	・ n	株式会社 m の従業員である n
20	・ 株式会社 o	株式会社 o
	・ p 社長	株式会社 o の代表取締役である p
	・ 株式会社 q	株式会社 q
	・ r 氏	株式会社 q の代表者である r 氏
	・ s 株式会社	s 株式会社
25	・ 株式会社 t	株式会社 t
	・ J S T	独立行政法人科学技術振興機構

- ・ **u 株式会社** u 株式会社
- ・ **MI センサ** 被告 e 株式会社が開発した高感度磁気センサである磁気インピーダンスセンサ (MAGNETO-IMPEDANCE SENSOR) の略称
- 5 ・ **GSR センサ** 原告 a 株式会社が開発した超高感度マイクロ磁気センサ (GHz-Spin-Rotation SENSOR) の略称
- ・ **第 1 次告訴** 被告 e 株式会社は平成 28 年 8 月 5 日に愛知県警察本部本部長に対してした、原告 b 及び g による不競法違反 (営業秘密の不正領得罪・不競法 21 条 1 項 3 号、営業秘密の不正使用・不正開示罪・同項 4 号又は 5 号) を理由とする刑事告訴 (甲 13)
- 10 ・ **本件データ** 被告 e 株式会社のサーバー内に保存された技術情報及びノウハウと同一の情報
- ・ **告訴事実①** 第 1 次告訴に係る告訴事実のうち、原告 b 及び g が共謀の上、平成 27 年 2 月 12 日、g が本件データを記録媒体に複写して不正に領得したとする事実
- 15 ・ **本件基板固定治具等** 被告 e 株式会社のワイヤ挿入装置における基板固定治具及び当該装置の構造等に係る情報と同一の情報
- ・ **告訴事実②** 第 1 次告訴に係る告訴事実のうち、原告 b 及び g が共謀の上、平成 25 年 9 月 3 日頃から同月 6 日頃までの間、株式会社 m の従業員らに対して本件基板固定治具等をメール送信又は郵送するなどして不正に開示したとする事実
- 20 ・ **本件打合せ** 原告 b 及び g が平成 25 年 4 月 9 日に n に対してワイヤ整列装置に関する技術上の情報を説明した打合せ
- 25 ・ **本件追加告訴証拠資料** 愛知県警が平成 29 年 2 月 3 日に被告 e 株式会社に対して被告 e 株式会社の営業秘密に該当するかどうかの確認を求

- めるために示した資料（前提事実(5)イの(ア)～(エ)の資料)
- 5 **・ h 意見書** h が本件追加告訴証拠資料を検討した上で同資料には被告 e 株式会社の営業秘密に該当する多くの技術情報が記載されている旨記載した資料（丙 9 5）

 - 5 **・ 追加告訴** 被告 e 株式会社が平成 2 9 年 2 月 2 2 日に愛知県警察本部本部長に対してした、原告 b 及び g による不競法違反（営業秘密の不正使用・不正開示罪・平成 2 7 年法律第 5 4 号による改正前の不競法 2 1 条 1 項 5 号）を理由とする刑事告訴（丙 3 0）

 - 10 **・ 本件刑事裁判** 名古屋地方検察庁が平成 2 9 年 3 月 1 5 日に原告 b 及び g による不競法違反（平成 2 7 年法律第 5 4 号による改正前の不競法 2 1 条 1 項 5 号、刑法 6 0 条）の公訴事実により起訴した事件（名古屋地方裁判所平成 2 9 年（わ） 4 2 7 号不正競争防止法違反被告事件）（丙 1）

 - 15 **・ 検察官主張工程** 本件刑事裁判において検察官が原告 b 及び g が本件打合せで n に対して説明したと主張したワイヤ整列工程(前提事実(6)エの㊶～㊸の工程)

 - ・ 本件実開示情報** 原告 b 及び g が本件打合せで n に説明したワイヤ整列工程に関する技術上の情報のうち、検察官主張工程と共通する部分

 - 20 **・ 本件無罪判決** 本件刑事裁判における原告 b 及び g を無罪とする判決（甲 4 8）

以 上